

金融統計調査表の記入要領

2 0 2 4 年 8 月

日本銀行調査統計局

金融統計調査表の記入要領

目 次

I. 金融統計調査表の一覧

II. 記入に際しての留意点

1. 全調査表に共通する留意点

- (1) コードの記入
- (2) 金額の記入
- (3) 国内店信託勘定、海外店勘定国内向けの調査表の取り扱い（共調1、共調21）
- (4) 都道府県別調査表の取り扱い（共調2）
- (5) 預金・貸出の譲受、合併・廃止

2. 「預金、現金、貸出金調査表」（共調1）

- (1) 調査内容
- (2) 表内計数の突合
- (3) 日計表、信託財産種別表（金融機構局へ提出分、以下同じ）との突合（月次）
- (4) 「預金者別預金調査表」（共調4）との突合（3、9月）
- (5) 「業種別貸出金調査表」（共調21）との突合（四半期）
- (6) 「都道府県別預金、現金、貸出金調査表」（共調2）との突合（月次）

3. 「預金者別預金調査表」（共調4）

- (1) 調査内容
- (2) 表内計数の突合
- (3) 日計表との突合
- (4) 「預金、現金、貸出金調査表」（共調1－1）との突合

4. 「業種別貸出金調査表」（共調21）

- (1) 調査内容
- (2) 表内計数の突合
- (3) 日計表、信託財産種別表との突合
- (4) 「預金、現金、貸出金調査表」（共調1－3）との突合
- (5) その他の留意事項

5. 「都道府県別預金、現金、貸出金調査表」（共調2）

- (1) 調査内容
- (2) 表内計数の突合

- (3) 日計表との突合
- (4) 「預金、現金、貸出金調査表」(共調1-1、1-3)との突合(月次)
- (5) その他の留意事項

Ⅲ. 項目の定義、内容

1. 預金

- (1) 預金(除く譲渡性預金)(共調1-1、1-2、共調2、共調4)

- (イ) 預金の範囲

- (ロ) 預金種類による分類

- ① 当座預金
- ② 普通預金
- ③ 貯蓄預金
- ④ 通知預金
- ⑤ 別段預金
- ⑥ 納税準備預金
- ⑦ 定期預金
- ⑧ 据置貯金
- ⑨ 定期積金
- ⑩ 非居住者円預金
- ⑪ 外貨預金(居住者外貨預金、居住者外貨決済性預金)
- ⑫ 要求払預金
- ⑬ 定期性預金

- (ハ) 預金者による分類

- ① 個人預金
- ② 公金預金
- ③ 金融機関預金
- ④ 政府関係預り金
- ⑤ 一般法人預金
- ⑥ 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関(政府関係金融機関を除く)
- ⑦ 医療、福祉、教育、各種団体等
- ⑧ 医療・保健衛生
- ⑨ 福祉、教育、各種団体等
- ⑩ 一般預金
- ⑪ 居住者
- ⑫ 非居住者

- (2) 譲渡性預金(共調1-1、1-2、共調2)

- (イ) 譲渡性預金の範囲

- (ロ) 預金者別の分類

(3) 預金口数 (共調4)

2. 日本銀行券、貨幣、切手手形 (共調1-1、1-2、共調2)

(1) 日本銀行券、貨幣

(2) 切手手形

3. 貸出金

(1) 貸出金の範囲 (共調1-3、共調2、共調21)

(2) 新規貸出 (共調21)

(3) 貸出件数 (共調21)

(4) 業種分類 (共調1-3、共調21)

(イ) 一般的な留意事項

- ① 「日本標準産業分類」との関係
- ② 業種分類の適用単位となる貸出先
- ③ 貸出先が多種類の事業を営んでいる場合
- ④ 貸出先が事業転換を行った場合
- ⑤ 季節的に業種を変更する場合
- ⑥ 連帯債務の場合
- ⑦ 転貸資金の場合
- ⑧ 貸出先が解散（または清算中）、休廃業の場合
- ⑨ 貸出契約者と手形行為者が異なる場合

(ロ) 主要業種に関する留意事項

- ① 製造業 (業種番号21)
- ② 建設業 (業種番号26)
- ③ 電気・ガス・熱供給・水道業 (業種番号29)
- ④ 情報通信業 (業種番号74)
- ⑤ 運輸業、郵便業 (業種番号75)
- ⑥ 卸売業 (業種番号40)
- ⑦ 小売業 (業種番号43)
- ⑧ 金融業、保険業 (業種番号49)
- ⑨ 不動産業 (業種番号50)
- ⑩ 物品賃貸業 (業種番号51)
- ⑪ 学術研究、専門・技術サービス業 (業種番号97)
- ⑫ 宿泊業 (業種番号52)
- ⑬ 飲食業 (業種番号44)
- ⑭ 生活関連サービス業、娯楽業 (業種番号98)
- ⑮ 教育、学習支援業 (業種番号78)
- ⑯ 医療・福祉 (業種番号77)
- ⑰ その他のサービス (業種番号79)

- ⑮ 地方公共団体（業種番号 6 1）
- ⑯ 個人（業種番号 6 2）
- ⑰ 海外円借款、国内店名義現地貸（業種番号 6 3）

【その他】中央政府（共調 1－3 のみ）

【参考】参－① 持株会社

参－② 独立行政法人

参－③ 日本郵政株式会社およびその傘下会社

参－④ 信託会社（事業会社）

（5）資金使途別区分（共調 1－3、共調 2 1）

（イ）資金使途別区分の基準

（ロ）資金使途別区分に関する留意事項

（6）企業規模別区分（共調 1－3、共調 2 1）

（イ）調査対象となる金融機関

（ロ）企業規模別区分の基準

（ハ）企業規模別区分に関する留意事項

（7）都道府県区分（共調 2）

別表（1）業種別貸出金調査表の業種分類一覧表

別表（1）付表 独立行政法人の分類例

別表（2）「業種別貸出金調査表の業種分類」と「日本標準産業分類」との対照表

別表（3）「都道府県別預金、現金、貸出金調査表」（共調 2）における都道府県コード番号一覧表

本記入要領は、金融統計調査にご協力いただいている全ての金融機関を対象に作成しています。報告に当たり、対象となる調査表に関連する箇所をご参照ください。

本記入要領に関する照会先

日本銀行 調査統計局 経済統計課 金融統計グループ

TEL：03－3279－1111（内線 3951）

FAX：03－3277－3013

メールアドレス：post.rsd5@boj.or.jp

(参考) 2024年8月改訂版において記述を変更した点

- ・日本標準産業分類の改定(第14回対応<2023年7月>)に伴い、Ⅲ. 3. (4)(ロ)③、⑤、⑦、⑯および別表(1)「業種別貸出金調査表の業種分類一覧表」を変更。
- ・Ⅰ. 金融統計調査表の一覧から、紙ベース到着期限を削除。
- ・Ⅱ. 2. (1)(へ)「銀行普通社債」における銀行の範囲を変更。また、「保有銀行普通社債」に、信託社債を含めないことを明記。
- ・別表(1)付表「独立行政法人の分類例」に前回改訂以降の独立行政法人の変更を反映。
- ・上記以外にも記述を変更している箇所がありますが、いずれも内容の明確化等によるものです。

— なお、過去の改訂では、以下の点について記述を変更しています。

(2021年3月改訂版)

- ・Ⅱ. 2. (6)に、預金種類別の突合を追加し、誤差の許容を明記。
- ・Ⅲ. 1. (1)(ロ)⑤(別段預金)に、日本銀行代理店預り金の取り扱いを明記。
- ・Ⅲ. 1. (1)(ハ)③(金融機関預金)に、対象とならない金融機関を明記。
- ・Ⅲ. 3. (4)(ロ)⑨d. に、投資用不動産ローンの取り扱いを明記。
- ・別表(1)付表「独立行政法人の分類例」を変更。

(2017年12月改訂版)

- ・Ⅲ. 1. (1)(ロ)⑤(別段預金)に、法人等から預かった納税資金の取り扱いを明記。
- ・Ⅲ. 1. (1)(ハ)②(公金預金)に、外国の地方公共団体が含まれないことを明記。
- ・Ⅲ. 1. (1)(ハ)③(金融機関預金)に、対象となる金融機関を明記。
- ・Ⅲ. 3. (4)(ロ)⑧b. (d)に、SPCの分類例を記載。
- ・別表(1)付表「独立行政法人の分類例」を変更。

(2014年4月改訂版)

- ・日本標準産業分類の改定(第13回対応<2013年10月>)に伴い別表(1)「業種別貸出金調査表の業種分類一覧表」を変更。
- ・Ⅱ. 1. (5)に、月中に合併・廃止があった場合における計数の算出方法を明記。
- ・Ⅲ. 1. (1)(ハ)に、個人および法人の複数名義が付されている預金について当該預金の使途・性質に応じて分類するよう明記。
- ・Ⅲ. 3. (4)(ロ)⑧b. (b)に、何らかの資産を裏付けとした貸出について直接貸出先の業種に分類するよう明記。

- ・別表(1)付表「独立行政法人の分類例」を変更。

(2012年10月改訂版)

- ・政府系金融機関の再編や機構新設に伴い、「金融業、保険業」に関する記述を見直し。
- ・別表(1)付表「独立行政法人の分類例」を変更。
- ・調査表の徴求表コード（報告データのシステム入力時に利用するコード）を変更。
- ・「Ⅲ．項目の定義、内容」の各項目について、該当する帳票番号を明記。

(2009年5月改訂版)

- ・日本標準産業分類の改定（第12回対応＜2007年11月＞）に伴い調査表等を見直し。
- ・「業種別貸出金調査表の業種分類一覧表」を、日本標準産業分類の細分類をベースとした表記に変更。
- ・「独立行政法人の分類例」の変更。

I. 金融統計調査表の一覧

帳票番号	調 査 表 の 名 称	調査月	調 査 対 象 ¹		
			国 内 店 銀行勘定	国 内 店 信託勘定	海外店勘定 国内向け
共調 1 ²					
共調 1－1 ～ 1－3	預金、現金、貸出金調査表 H301、H302、H309	毎月	○	○	○
共調 1－5 ～ 1－7	預金、現金、貸出金調査表 H311、H312、H319	毎月	○	—	—
共調 1－8 ～ 1－10	預金、現金、貸出金調査表 H321、H322、H329	毎月	○	—	—
—	マネースtock速報基礎計数調査表 ³	毎月	○	—	—
共調 4	預金者別預金調査表 K460	3、9月末	○	—	—
共調 2 1 (1)～(5) ⁴	業種別貸出金調査表 K941、K942、K943、K944、K945	四半期末月 (貸出件数は 3、9月末)	○	○	○
共調 2	都道府県別預金、現金、貸出金調査表 K200	毎月	○	—	—

¹ オフショア勘定（特別国際金融取引勘定）を除きます。

² 共調 1 の帳票について、共調 1－1～1－3 は国内銀行、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、共調 1－5～1－7 は外国銀行在日支店、労働金庫連合会、共調 1－8～1－10 は信用農業協同組合連合会を対象とします。なお、信金中央金庫の場合、計表コードは、H501、H502、H509 と異なりますが、それぞれ H301、H302、H309 と内容は同じです。

³ 「マネースtock速報基礎計数調査表」は国内銀行（一部）、外国銀行在日支店、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、信用農業協同組合連合会を対象とします。

⁴ 共調 2 1 の帳票について、国内銀行は(1)～(3)、信用金庫および政府系金融機関は(4)、農林中央金庫および商工組合中央金庫は(4)および(5)を使用して下さい。

報 告 者	到 着 期 限 ⁵
国内銀行 信用金庫 外国銀行在日支店 労働金庫連合会 信用農業協同組合連合会 農林中央金庫 商工組合中央金庫 信金中央金庫 全国信用協同組合連合会	翌月 1 9 日 午後 4 時
	翌月 1 9 日 午後 4 時
	翌月 1 9 日 午後 4 時
	翌月第 4 営業日 午前 1 0 時
国内銀行 信用金庫	翌月 2 4 日
国内銀行 信用金庫 農林中央金庫 商工組合中央金庫 政府系金融機関 ⁶	翌月 2 2 日
国内銀行 (都道府県毎の取りまとめ店)	翌月 1 9 日 午後 4 時

⁵ 到着期限が休日の場合、翌営業日までに日本銀行調査統計局経済統計課金融統計グループに届くようにご送付下さい。また、期末月分に限り、到着期限に間に合わない場合は報告期限の調整を行いますので、事前にご連絡下さい。

⁶ 政府系金融機関は、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業、農林水産事業）、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫。

II. 記入に際しての留意点

1. 全調査表に共通する留意点

(1) コードの記入

「コード」欄には、金融機関コードを記入して下さい。「金融統計調査表作成ツール」では、「ヘッダー部入力」の画面に金融機関コードを入力して下さい。

「都道府県コード」欄には、別表(3)「都道府県コード番号一覧表」(2桁)に従って都道府県コードを記入して下さい(共調2のみ)。

(2) 金額の記入

(イ) 金額は、百万円未満を切り捨ててご記入下さい。端数処理により内訳計数の積み上げが計(または合計)と一致しなくても差し支えありませんが、誤差は「(内訳項目数-1)×百万円」以内とします。「金融統計調査表作成ツール」では、チェック時に上記の誤差許容範囲を超えた場合に「NG」または差額が表示されます。

(ロ) 該当数字がない場合は空欄とし、「-」は使用しないで下さい。また、単位未満の場合は、「0」を記入して下さい。

(ハ) 外貨預金や外貨建て貸付等、円換算が必要な場合は、換算レート(T.T.M.<日次または月次カレント方式>)を用いて計算して下さい。

(ニ) シェードの部分は、記入不要です。

(3) 国内店信託勘定、海外店勘定国内向けの調査表の取り扱い(共調1、共調2 1)

国内店信託勘定、または海外店勘定を新規に保有する場合には、速やかに調査統計局へご連絡下さい。そのうえで、該当する調査表もしくは該当部分をご報告下さい。また、信託銀行が、信託勘定における資産(貸出債権等)を、他の信託銀行へ資産管理のため再信託あるいは職務分担型共同受託方式により事務をアウトソースした場合は、「信託財産種別表(本表)」に当該資産を計上している先が所要の報告をして下さい。

国内店信託勘定、または海外店勘定を廃止する場合にも、速やかにご連絡下さい。

(4) 都道府県別調査表の取り扱い(共調2)

(イ) 店舗の新設・改廃等により、報告対象となる都道府県の追加・削除が発生した場合には、速やかに調査統計局へご連絡下さい。

(ロ) 「金融統計調査表作成ツール」を利用していない金融機関は、自行店舗が2か店以上所在する都道府県については、そのうち1か店を統轄店と定めて下さい。統轄店は、当該都道府県所在の自行全店舗の計数を集計し、調査表を作成して下さい。

- (ハ) 都道府県の区分は、預入者または貸出先が所在する都道府県にかかわらず、預金については預金受入店舗、貸出については貸出店舗がいずれの都道府県に属するかを基準に区分します。

— 都道府県の区分については、別表（３）「都道府県コード番号一覧表」をご参照下さい。

(５) 預金・貸出の譲受、合併・廃止

- (イ) 預金・貸出の譲受の場合、平残は、譲受をした日からの残高を当月の日数で除して算出して下さい。

<例>

預金量 1000 億円の金融機関が、100 億円の預金を 4 月 16 日に譲り受けた場合、4 月中の預金平残は、次のとおり 1050 億円となります。

$$\text{預金平残 1050 億円} = (1000 \text{ 億円} \times 30 \text{ 日} + 100 \text{ 億円} \times 15 \text{ 日}) \div 30 \text{ 日}$$

- (ロ) 預金・貸出の譲受の場合、譲り受けた預金・貸出は、預金の受け払いや期中新規貸出額には含めないで下さい。

- (ハ) 月中の合併の場合、存続金融機関の平残は、合併前日までは合併前ベース、合併日以降は合併後ベースでそれぞれ算出した上で、当月の日数で除して下さい。また、月中の合併や廃止の場合、被合併・廃止となる金融機関の平残は、最終日までの残高を当月の日数で除して算出して下さい。

<例>

預金量 1200 億円の金融機関 A が、同 900 億円の金融機関 B と 4 月 11 日に合併し、A が存続金融機関である場合、A、B の 4 月中の預金平残は、次のとおりとなります。

$$A : \text{預金平残 1800 億円} = (1200 \text{ 億円} \times 10 \text{ 日} + 2100 \text{ 億円} \times 20 \text{ 日}) \div 30 \text{ 日}$$

$$B : \text{預金平残 300 億円} = 900 \text{ 億円} \times 10 \text{ 日} \div 30 \text{ 日}$$

- (ニ) 合併の場合、原則として、存続金融機関が、被合併先の計数まで取り纏めて報告して下さい。

- (ホ) 経営破綻先等からの預金・貸出の譲受の場合も、上記の原則通り取扱って下さい。

2. 「預金、現金、貸出金調査表」(共調1)

(1) 調査内容……マネースtock関連統計の作成、マクロ金融経済および金融市場動向の調査・分析等の基礎資料

(イ) 預金、譲渡性預金

- ・オフショア勘定(「特別国際金融取引勘定」以下同じ)を除く、国内店銀行勘定

(ロ) 日本銀行券、貨幣、切手手形

- ・オフショア勘定を除く、国内店銀行勘定、国内店信託勘定

(ハ) 貸出金

- ① オフショア勘定を除く、国内店銀行勘定、国内店信託勘定、海外店勘定国内向け
— 貸出金の月末残高、月中平均残高には「中央政府(一般会計、特別会計)」向け貸出残高は含めずにご記入下さい。
- ② 「設備資金」向け貸出残高、「中小企業」向け貸出残高
- ③ 「中央政府(一般会計、特別会計)」向け貸出残高
— 当該項目は、合計には含めず、該当欄に月末残高のみご記入下さい。

(ニ) コマーシャルペーパー・短期社債(資産、負債項目)

国内コマーシャルペーパー(非居住者が国内において発行する円貨表示のコマーシャルペーパー<サムライCP>を除く)および短期社債^(注)が対象となります。

(注) 短期社債には以下のものが含まれます。

- ・社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債
- ・保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債
- ・資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債
- ・信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債
- ・農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債
- ・投資信託及び投資法人に関する法律第139条の12第1項に規定する短期投資法人債

① 発行コマーシャルペーパー・短期社債

「発行コマーシャルペーパー・短期社債」には、コマーシャルペーパーおよび短期社債の発行額をご記入下さい。

② 保有コマーシャルペーパー・短期社債

「保有コマーシャルペーパー・短期社債」には、国内店銀行勘定におけるコマーシャルペーパーおよび短期社債の保有額、および国内店信託勘定における短期社債の保有額をご記入下さい。

③ 保有コマーシャルペーパー・短期社債・うち金融機関発行分

「うち金融機関発行分」には、上記②「保有コマーシャルペーパー・短期社債」のうち、以下の金融機関が発行した分のみをご記入下さい。

— 「金融機関預金」における金融機関（居住者）のうち、政府関係金融機関を除く先。

④ 保有コマーシャルペーパー・短期社債に関する留意点

上記②、③の保有額については、以下の2点にご留意下さい。

・売現先玉を自己保有分に含める一方、買現先玉は含めないで下さい。

— ただし、こうした扱いが困難な場合には、現先取引分を保有額に反映して頂いて結構です。

・保有額は、額面ベースでご記入下さい。

— 額面での把握が困難な場合には、簿価ベース（特定取引勘定については、簿価または時価ベース）での保有額をご記入頂いて結構です。

(ホ) 金融債

・国内店信託勘定における金融債の保有額

（信託財産種別表における全勘定合計の「社債」に含まれる金融債）

・保有額は額面ベースでご記入下さい。

— 額面での把握が困難な場合には、簿価ベースでの保有額をご記入頂いて結構です。

(ヘ) 銀行普通社債

「銀行普通社債」とは、国内銀行等が国内店勘定において国内で発行した社債（外貨建てを含む）のうち、返済順位に差を設けていない社債を指します（金利変更条件等が付されたものは含みます）。劣後特約付きの社債、短期社債（電子CP）、新株予約権付社債、公社公団債、金融債、政府保証債、財投機関債等は含みません。

「銀行普通社債」における銀行（国内銀行等）の範囲は、国内銀行（除くゆうちょ銀行）、外国銀行在日支店、信用金庫、信金中央金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、国内銀行を主たる子会社とする持株会社です。

① 発行銀行普通社債

「発行銀行普通社債」には、「銀行普通社債」の発行額をご記入下さい。日計表（国内店銀行勘定）における貸方「社債」のうち、国内で発行した社債（外貨建てを含む）の中で、劣後特約や政府保証等が付されていないものが該当します。

・発行額は額面ベースでご記入下さい。

— 額面での把握が困難な場合には、簿価ベースでの保有額をご記入頂いて結構です。

・上記の国内銀行等の範囲に該当しない先は、残高を「0」とご記入下さい。

② 保有銀行普通社債

「保有銀行普通社債」には、国内店銀行勘定で保有する「銀行普通社債」と国内店信託勘定で保有する「銀行普通社債」の保有額をそれぞれご記入下さい。

- ・商品有価証券として保有している銀行普通社債や、特定取引勘定設置行において特定取引資産として保有している銀行普通社債も対象になります。
- ・保有分には、債券現先・現金担保付債券貸借取引は考慮しないで下さい。（すなわち、買現先・現金担保付債券借入分を保有残高に含めたり、売現先・現金担保付債券貸付分を保有残高から控除しないで下さい。）
 - ただし、こうした扱いが困難な場合には、債券現先・現金担保付債券貸借取引分を保有額に反映して頂いて結構です。
- ・保有額は額面ベースでご記入下さい。
 - 額面での把握が困難な場合には、簿価ベースでの保有額をご記入頂いて結構です。
- ・円貨建て分は、発行元の勘定（国内店・海外店）や発行された市場が不明の場合、国内店勘定において国内で発行されたものとみなし、集計の対象にして下さい。一方、外貨建て分は、発行元の勘定（国内店・海外店）や発行された市場が不明の場合、集計対象から除外して下さい。
- ・信託社債は集計対象から除外して下さい。

（２）表内計数の突合

「金融統計調査表作成ツール」では、以下のチェックは同ツール上の機能を利用して行うことができます。

- （イ） 預金の種類別、預金者別内訳を集計し、それぞれの合計と突合して下さい（縦計、横計検証）。誤差の範囲は「１．全調査表に共通する留意点（２）金額の記入（イ）」（Ⅱ－１－１頁）の項をご参照下さい。

ただし、譲渡性預金の「除く金融機関預金、政府関係預り金」については、預金設定者が非居住者である場合には、「一般法人預金」、「個人預金」、「公金預金」には分類せず、合計にあたる「残高」欄にのみ計上しますので、内訳計数の積み上げと合計は必ずしも一致しません。

「貸出金」は、「中央政府向け貸出残高」を除き、一般事業法人を含む貸出金全体を記入して下さい（業種内訳は内数のため、その積み上げは、「貸出金」とは必ずしも一致しません）。

- （ロ） 預金の月末残高と月中受入・支払額の間には、次のような関係が成り立ちます（外貨預金を除く）。

「前月末残高」＋「月中受入額」－「月中支払額」＝「当月末残高」

(3) 日計表、信託財産種別表（金融機構局へ提出分、以下同じ）との突合（月次）

月末残高、月中平均残高について、日計表（国内店、海外店）および信託財産種別表との間で、以下の突合を行います。

預金、現金、貸出金調査表（共調１）		日計表および信託財産種別表
預金合計	≤	預金（日計表）
金融機関預金	≤	金融機関預金（同）
譲渡性預金	≤	譲渡性預金（同）
日本銀行券、貨幣＋切手手形	=	現金（同、信託財産種別表）
切手手形	=	うち切手手形（同）
発行コマーシャルペーパー・短期社債	≤	コマーシャルペーパー（同）＋短期社債（同）
貸出金合計＋中央政府向け貸出残高	≤	貸出金（同、信託財産種別表）
発行銀行普通社債	≤	社債（同）
金融債＋保有銀行普通社債	≤	社債（信託財産種別表）

(4) 「預金者別預金調査表」（共調４）との突合（３、９月）

月末残高について、「預金者別預金調査表」（共調４）との間で、以下の突合を行います。

預金、現金、貸出金調査表（共調１－１）		預金者別預金調査表（共調４）
預金合計	=	預金合計金額
一般法人預金、個人預金の「預金種類別」金額	=	一般法人預金、個人預金の「預金種類別」金額
公金預金＋政府関係預り金	=	公金預金・政府関係預り金の合計金額
金融機関預金	=	金融機関預金の合計金額

(5) 「業種別貸出金調査表」（共調２１）との突合（四半期）

(イ) 貸出金（国内店銀行勘定、国内店信託勘定、海外店勘定国内向け）の月末残高について、「業種別貸出金調査表」（共調２１）との間で、以下の突合を行います。

預金、現金、貸出金調査表 （共調１－３）		業種別貸出金調査表 （共調２１）
貸出金	=	期末残高合計
金融業、保険業	=	金融業、保険業
地方公共団体	=	地方公共団体
都道府県・市町村	=	都道府県・市町村
個人（住宅・消費・納税資金等）	=	個人（住宅・消費・納税資金等）
海外円借款、国内店名義現地貸	=	海外円借款、国内店名義現地貸

- (ロ) 「設備資金」向け貸出残高（国内店銀行勘定、国内店信託勘定、海外店勘定国内向け）の月末残高について、「業種別貸出金調査表」（共調２１）との間で、以下の突合を行います。

預金、現金、貸出金調査表 (共調１－３)		業種別貸出金調査表 (共調２１)
貸出金	=	期末残高合計
地方公共団体	=	地方公共団体
個人（住宅・消費・納税資金等）	=	個人（住宅・消費・納税資金等）
海外円借款、国内店名義現地貸	=	海外円借款、国内店名義現地貸

- (ハ) 「中小企業」向け貸出残高（国内店銀行勘定、国内店信託勘定、海外店勘定国内向け）の月末残高について、「業種別貸出金調査表」（共調２１）との間で、以下の突合を行います。

預金、現金、貸出金調査表 (共調１－３)		業種別貸出金調査表 (共調２１)
貸出金	=	期末残高合計
個人（住宅・消費・納税資金等）	=	個人（住宅・消費・納税資金等）
海外円借款、国内店名義現地貸	=	海外円借款、国内店名義現地貸

(6) 「都道府県別預金、現金、貸出金調査表」（共調２）との突合（月次）

月末残高について、「都道府県別預金、現金、貸出金調査表」（共調２）との間で、以下の突合を行います。

- 「都道府県別預金、現金、貸出金調査表」（共調２）の全都道府県の積み上げ（全国計）が「預金、現金、貸出金調査表」（共調１－１、１－３）の月末残高の該当項目に一致します（「(支店のある都道府県数－１)×百万円」まで誤差を許容します)。

預金、現金、貸出金調査表 (共調１－１、１－３)		都道府県別預金、現金、貸出金調査表 (共調２)
預金合計	=	預金合計（全国計）
当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金 ＋別段預金＋納税準備預金（除く公金）	=	要求払預金（全国計）
定期預金＋据置貯金＋定期積金（除く公金）	=	定期性預金（全国計）
非居住者円預金＋外貨預金（除く公金）	=	非居住者円預金＋外貨預金（全国計）
個人預金	=	個人預金（全国計）
公金預金	=	公金預金（全国計）
金融機関預金	=	金融機関預金（全国計）
政府関係預り金	=	政府関係預り金（全国計）
譲渡性預金	=	譲渡性預金（全国計）
日本銀行券、貨幣	=	日本銀行券、貨幣（全国計）
切手手形	=	切手手形（全国計）
貸出金	=	貸出金（全国計）

秘 共調 1-1 (1-5, 1-8)

預金、現金、貸出金調査表（月次）

西 暦 年 月

COL1=M

< 国内店銀行勘定 >

(単位：百万円<切り捨て>)

	(番号)	月中受入額	月中支払額	月末残高	一般法人預金	個人預金	公金預金
一般・公金預金	01			A	O	P	Q
当座預金	02	R	S	B			
普通預金	03			C			
貯蓄預金	04			D			
通知預金	05			E			
別段預金	06			F			
納税準備預金	07			G			
定期預金	08			H			
据置貯金	09			I			
定期積金	10			J			
非居住者円預金	11			K			
外貨預金	12			L			
居住者外貨預金	13			M			
居住者外貨決済性預金	14			N			
金融機関預金	15			T			
政府関係預り金	16			U			
預金合計	17			V			
譲渡性預金	18			あ			
除く金融機関預金、政府関係預り金	19	か	き	い	う	え	お
日本銀行券、貨幣	20						
切手手形	21						
発行コマーシャルペーパー・短期社債	22						
保有コマーシャルペーパー・短期社債	23			く			
うち金融機関発行分	24			け			
発行銀行普通社債	26						
保有銀行普通社債	27						

< 表内計数の突合 >

- (1) $A = B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L$ (縦計)
- (2) $L \geq M \geq N$
- (3) $A = O + P + Q$ (全預金種類共通)
- (4) $B_t = B_{t-1} + R - S$
(B_t : 今期、 B_{t-1} : 前期)
(全預金種類共通<外貨預金を除く>)
- (5) $V = A + T + U$
- (6) $あ \geq い$
- (7) $い \geq う + え + お$
- (8) $い_t = い_{t-1} + か - き$
($い_t$: 今期、 $い_{t-1}$: 前期)
- (9) $く \geq け$

秘 共調 1-2 (1-6, 1-9)

預金、現金、貸出金調査表（月次）

西 暦 年 月

< 国内店銀行勘定 >

< 国内店信託勘定 >

COL1=M

(単位：百万円<切り捨て>)

	(番号)	月中平均残高	一般法人預金	個人預金	公金預金	月末残高	月中平均残高
一般・公金預金	01	A	O	P	Q		
当座預金	02	B					
普通預金	03	C					
貯蓄預金	04	D					
通知預金	05	E					
別段預金	06	F					
納税準備預金	07	G					
定期預金	08	H					
据置貯金	09	I					
定期積金	10	J					
非居住者円預金	11	K					
外貨預金	12	L					
居住者外貨預金	13	M					
居住者外貨決済性預金	14	N					
金融機関預金	15	T					
政府関係預り金	16	U					
預金合計	17	V					
譲渡性預金	18	あ					
除く金融機関預金、政府関係預り金	19	い	う	え	お		
日本銀行券、貨幣	20						
切手手形	21						
発行コマーシャルペーパー・短期社債	22						
保有コマーシャルペーパー・短期社債	23	く					
うち金融機関発行分	24	け					
金融債	25						
発行銀行普通社債	26						
保有銀行普通社債	27						

< 表内計数の突合 >

- (1) $A = B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L$ (縦計)
- (2) $L \geq M \geq N$
- (3) $A = O + P + Q$ (全預金種類共通)
- (4) $V = A + T + U$
- (5) $あ \geq い$
- (6) $い \geq う + え + お$
- (7) $く \geq け$ (信託勘定も同様)

秘 共調 1-3 (1-7, 1-10)

預金、現金、貸出金調査表（月次）

西 暦

年

月

< 国内店銀行勘定 >

< 国内店信託勘定 >

COL1=M

(単位: 百万円 < 切り捨て >)

	(番号)	月末残高			月中平均残高	月末残高			月中平均残高
			設備資金	中小企業			設備資金	中小企業	
貸出金	01	A	G	H					
金融業、保険業	02	B							
地方公共団体	03	C							
都道府県・市町村	04	D							
個人(住宅・消費・納税資金等)	05	E		I					
海外円借款、国内店名義現地貸	06	F		J					

< 国内店銀行勘定 >

< 国内店信託勘定 >

(単位: 百万円 < 切り捨て >)

中央政府向け貸出残高	(番号)	月末残高		月末残高	
一般会計向け貸出残高	07				
特別会計向け貸出残高	08				

< 海外店勘定国内向け >

(単位: 百万円 < 切り捨て >)

	(番号)	月末残高			月中平均残高
			設備資金	中小企業	
貸出金	09				
金融業、保険業	10				
地方公共団体	11				
都道府県・市町村	12				
個人(住宅・消費・納税資金等)	13				

< 表内計数の突合 >

- (1) $A \geq B + C + E + F$
- (2) $C \geq D$
- (3) $A \geq G$
- (4) $A \geq H$
- (5) $E = I$
- (6) $F \geq J$

(国内店銀行勘定、国内店信託勘定、
海外店勘定国内向け共通)

マネースtock速報基礎計数調査表（月次）

西 暦 年 月

（単位：百万円＜切り捨て＞）

コード	預金平残		要求払預金平残		譲渡性預金平残			現金（円貨）平残	
		うち金融機関預金・政府関係預り金		うち金融機関預金・政府関係預り金	(A) + (B)	うち金融機関預金・政府関係預り金 (A)	除く金融機関預金・政府関係預り金 (B)		うち切手手形
	a	b	c	d	e	f	g	h	i

（注）要求払預金は、当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金の合計。定期預金、据置貯金、定期積金、非居住者円預金、外貨預金は、要求払預金には含まない。

＜マネースtock速報基礎計数調査表と預金、現金、貸出金調査表の対応関係＞

- (1) $a = J$
- (2) $a - b = A$
- (3) $b = H + I$
- (4) $c - d = B + C + D + E + F + G$
- (5) $e = K$
- (6) $g = L$
- (7) $h - i = M$
- (8) $i = N$

秘 共調 1-2 (1-6, 1-9)

預金、現金、貸出金調査表（月次）

西 暦 年 月

＜国内店銀行勘定＞

＜国内店信託勘定＞

（単位：百万円＜切り捨て＞）

C O L 1=M

	(番号)	月中平均残高			月末残高	月中平均残高
		一般法人預金	個人預金	公金預金		
一般・公金預金	01	A				
当座預金	02	B				
普通預金	03	C				
貯蓄預金	04	D				
通知預金	05	E				
別段預金	06	F				
納税準備預金	07	G				
定期預金	08					
据置貯金	09					
定期積金	10					
非居住者円預金	11					
外貨預金	12					
居住者外貨預金	13					
居住者外貨決済性預金	14					
金融機関預金	15	H				
政府関係預り金	16	I				
預金合計	17	J				
譲渡性預金	18	K				
除く金融機関預金、政府関係預り金	19	L				
日本銀行券、貨幣	20	M				
切手手形	21	N				
発行コマーシャルペーパー・短期社債	22					
保有コマーシャルペーパー・短期社債	23					
うち金融機関発行分	24					
金融債	25					
発行銀行普通社債	26					
保有銀行普通社債	27					

3. 「預金者別預金調査表」 (共調4)

- (1) 調査内容……預金者別預金統計の作成、マクロ金融経済および金融市場動向の調査・分析、金融機関の経営状況把握の基礎資料

預金、口数：オフショア勘定を除く、国内店銀行勘定

(2) 表内計数の突合

「金融統計調査表作成ツール」では、以下のチェックは同ツール上の機能を利用して行うことができます。

- (イ) 預金種類別、預金者別および金額階層別内訳を集計し、それぞれの合計と突合します(縦計、横計検証)。

ただし、「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」と「医療、福祉、教育、各種団体等」は内数であるため、その合計は「一般法人預金」とは一致しません。

- (ロ) 「非居住者預金(円貨・外貨)」欄の「当座預金」、「普通預金」、「貯蓄預金」、「通知預金」、「別段預金・納税準備預金」、「定期預金・据置貯金」および「定期積金」を足し上げたものは、「非居住者円預金」合計に一致します。

- (ハ) 「預金口数」の合計は、内訳計数の積み上げと一致します。

- (ニ) 金額階層別・預金者別合計金額を合計口数で割って得られる一口当たりの預金残高は、金額階層区分の範囲内となります。

該当数字なし、または「0」を入力した際に、「NG」が表示されることがありますが、この場合は差支えありません。

(3) 日計表との突合

月末残高について、日計表との間で、以下の突合を行います。

預金者別預金調査表 (共調4)		日計表
当座預金合計	≦	当座預金 (日計表)
普通預金合計	≦	普通預金 (同)
貯蓄預金合計	≦	貯蓄預金 (同)
通知預金合計	≦	通知預金 (同)
別段預金・納税準備預金合計	≦	別段預金+納税準備預金 (同)
定期預金・据置貯金合計	≦	定期預金 (同)
定期積金合計	≦	定期積金 (同)
非居住者円預金合計	≦	非居住者円預金 (同)
外貨預金合計	≦	外貨預金 (同)
金融機関預金の合計金額	≦	金融機関預金 (同)

(4) 「預金、現金、貸出金調査表」(共調1-1)との突合

「預金、現金、貸出金調査表」(共調1-1)の項をご参照下さい。

「金融統計調査表作成ツール」では、「預金、現金、貸出金調査表」(共調1-1)との突合チェックは、同ツール上の機能を利用して行うことができます。

共調 4

預金者別預金調査表（国内店銀行勘定）

西暦 年 月末

（単位：百万円＜切り捨て＞、口）

	預金者別	預金種類別		当座預金	普通預金	貯蓄預金	通知預金	別段預金	定期預金	定期積金	非居住者 円預金	外貨預金	合 計	
								納税準備 預金	据置貯金				金 額	口 数
合 計	50	一 般 法 人 預 金	11	イ										
		貸金業、クレジットカード業等非預金 信用機関（政府関係金融機関を除く）	14	ロ										
		医療、福祉、教育、各種団体等	15	ハ										
		医療・保健衛生	17	a										
		福祉、教育、各種団体等	18	b										
		個 人 預 金	12	ニ										
		公金預金・政府関係預り金	20	ホ										
		金 融 機 関 預 金	30	ヘ										
		合 計	90	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ	タ	
		非居住者預金（円貨・外貨）	16	レ	ソ	ツ	ネ	ナ	ラ	ム		ノ	ク	
3 百万円 未 満	21	一 般 法 人 預 金	11	A									G	た
		個 人 預 金	12											
		公金預金・政府関係預り金	20											
		金 融 機 関 預 金	30											
3 百万円 以 上 1 千万円 未 満	22	一 般 法 人 預 金	11	B									H	ち
		個 人 預 金	12											
		公金預金・政府関係預り金	20											
		金 融 機 関 預 金	30											
1 千万円 以 上 1 億 円 未 満	23	一 般 法 人 預 金	11	C										つ
		個 人 預 金	12											
		公金預金・政府関係預り金	20											
		金 融 機 関 預 金	30											
1 億 円 以 上 3 億 円 未 満	24	一 般 法 人 預 金	11	D										て
		個 人 預 金	12											
		公金預金・政府関係預り金	20											
		金 融 機 関 預 金	30											
3 億 円 以 上 1 0 億円 未 満	25	一 般 法 人 預 金	11	E										と
		個 人 預 金	12											
		公金預金・政府関係預り金	20											
		金 融 機 関 預 金	30											
1 0 億円 以 上	26	一 般 法 人 預 金	11	F										な
		個 人 預 金	12											
		公金預金・政府関係預り金	20											
		金 融 機 関 預 金	30											
合 計 口 数	55	一 般 法 人 預 金	11	あ										そ
		個 人 預 金	12	い										
		公金預金・政府関係預り金	20	う										
		金 融 機 関 預 金	30	え										
		合 計	90	お	か	き	く	け	こ	さ	し	す		せ

<表内計数の突合箇所>

- (1) ト＝イ＋ニ＋ホ＋ヘ（全預金種類共通）
- (2) イ≧ロ＋ハ（全預金種類共通）
- (3) イ＝A＋B＋C＋D＋E＋F（全預金種類、預金者別共通）
- (4) タ＝ト＋チ＋リ＋ヌ＋ル＋ヲ＋ワ＋カ＋ヨ（全預金者別共通）
- (5) カ＝レ＋ソ＋ツ＋ネ＋ナ＋ラ＋ム
- (6) ヨ≧ノ
- (7) ハ＝a＋b（全預金種類共通）
- (8) お＝あ＋い＋う＋え（全預金種類共通）
- (9) せ＝お＋か＋き＋く＋け＋こ＋さ＋し＋す（全預金者別共通）
- (10) そ＝た＋ち＋つ＋て＋と＋な（全預金者別共通）
- (11) $G \div た < 300$
 $300 \leq H \div ち < 1000$
（1口当りの金額は金額階層区分の範囲内）

4. 「業種別貸出金調査表」 （共調 2 1）

- （１） 調査内容……貸出先別貸出金統計の作成、マクロ金融経済および金融市場動向の調査・分析、金融機関の経営状況把握の基礎資料

貸出金、件数：当座貸越を含む

— 各調査表の調査対象は次表の通りです。

	調 査 対 象 勘 定	調 査 対 象 先
共調 2 1 (1) K941	国内店銀行勘定 除くワショア勘定、含む外貨建てインパクトローン	国内銀行
〃 (2) K942	国内店信託勘定 除くワショア勘定、含む外貨建てインパクトローン	国内銀行
〃 (3) K943	海外店勘定国内向け 除く外貨建てインパクトローン、含むユーロ円インパクトローン	国内銀行
〃 (4) K944	国内店一般勘定 除くワショア勘定、含む外貨建てインパクトローン	信用金庫、農林中央金庫、 商工組合中央金庫、 政府系金融機関
〃 (5) K945	海外店一般勘定国内向け 除く外貨建てインパクトローン、含むユーロ円インパクトローン	農林中央金庫、 商工組合中央金庫

（２） 表内計数の突合

「金融統計調査表作成ツール」では、次の（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）のチェックは、同ツール上の機能を利用して行うことができます。また、桁違い等による異常値については、同ツール上の「前年比チェック」の機能を利用し、他項目と比べて変動幅が大きくなっている計数をご確認下さい。

（イ） 「製造業」の中分類の計は、大分類に一致します。

（ロ） 貸出残高総計、企業規模別内訳のうち「設備資金」

（ハ） 「貸出件数」、「貸出額」、うち「設備資金」の総計は、業種別内訳計数の積み上げと一致します。また、企業規模区分の「中小企業」、「中堅企業」、「大企業」の計は、「貸出件数」、「貸出額」、うち「設備資金」の総計とそれぞれ一致します。

（ニ） 「地方公共団体」および「都道府県・市町村」は、全て「大企業」に計上し、総計と一致させて下さい。また、「個人による貸家業」、「個人」、「住宅・消費」および「カードローン等」は、全て「中小企業」に計上し、総計と一致させて下さい。なお、「海外円借款、国内店名義現地貸」のうち「海外円借款」は「大企業」に計上して下さい。

（ホ） 設備資金の期中新規貸出額を前期の計数と比較し、桁違い等による異常値がないかどうかを確認して下さい。

(3) 日計表、信託財産種別表との突合

業種別貸出金調査表（共調 2 1）		日計表および信託財産種別表
期末残高合計	≦	貸出金

(4) 「預金、現金、貸出金調査表」（共調 1－3）との突合

「預金、現金、貸出金調査表」（共調 1－3）の項をご参照下さい。

「金融統計調査表作成ツール」では、「預金、現金、貸出金調査表」（共調 1－3）との突合チェックは、同ツール上の機能を利用して行うことができます。

(5) その他の留意事項

- (イ) 期中新規貸出額（含む設備資金）は、当該四半期中（1～3、4～6、7～9、10～12月）の累計を記入して下さい。
- (ロ) 「貸出件数」は、3月末分と9月末分のみ記入して下さい。該当するデータがない場合には、空欄として下さい。

業 種 別 貸 出 金 調 査 表

西暦

年 月 末

(単位：件、百万円＜切り捨て＞)

業 種 別	業種 番号	期中新規貸出額			期 末 残 高			中 小 企 業			中 堅 企 業			大 企 業		
		設備資金	貸出件数 (3・9月末)	貸出額	設備資金	貸出件数 (3・9月末)	貸出額	設備資金	貸出件数 (3・9月末)	貸出額	設備資金	貸出件数 (3・9月末)	貸出額	設備資金	貸出件数 (3・9月末)	貸出額
製 造 業	21			あ	ア	い	う	え	お	か	き	く	け	こ	さ	
食 料	01				イ											
織 維	02				ウ											
木 材 ・ 木 製 品	03				エ											
パ ル プ ・ 紙	04				オ											
印 刷	81				カ											
化 学	08				キ											
石 油 ・ 石 炭	09				ク											
窯 業 ・ 土 石	10				ケ											
鉄 鋼	11				コ											
非 鉄 金 属	12				サ											
金 属 製 品	13				シ											
はん用・生産用・業務用機械	64				ス											
電 気 機 械	15				セ											
輸 送 用 機 械	18				ソ											
そ の 他 の 製 造 業	20				タ											
農 業、林 業	86				チ											
漁 業	24				ツ											
鉱業、採石業、砂利採取業	25				テ											
建 設 業	26				ト											
電気・ガス・熱供給・水道業	29				ナ											
情 報 通 信 業	74				ニ											
通 信 業	68				ヌ											
運 輸 業、郵 便 業	75				ネ											
卸 売 業	40				ノ											
小 売 業	43				ハ											
金 融 業、保 険 業	49				ヒ											
銀行業、協同組織金融業	87				フ											
金融商品取引業、商品先物取引業	46				ヘ											
保 険 業	47				ホ											
貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	66				マ											
不 動 産 業	50				ミ											
不動産流動化等を目的とするSPC	89				ム											
個人による貸家業	96			ほ	メ	ま	み	む	め							
不動産関連地方公社等	67				モ											
物 品 賃 貸 業	51				ヤ											
学術研究、専門・技術サービス業	97				ユ											
宿 泊 業	52				ヨ											
飲 食 業	44				ラ											
生活関連サービス業、娯楽業	98				リ											
教 育、学 習 支 援 業	78				ル											
医 療 ・ 福 祉	77				レ											
医 療 ・ 保 健 衛 生	55				ロ											
そ の 他 の サ ー ビ ス	79				ワ											
各 種 団 体	80				ヲ											
地 方 公 共 団 体	61			し	ン	す								せ	そ	た
都道府県・市町村	70				A											
個人（住宅・消費・納税資金等）	62			ち	B	つ	て	と	な							
住宅・消費（割賦返済分）	71	は	ひ		C	ふ										
カ ー ド ロ ー ン 等	72				D											
海外円借款、国内店名義現地貸	63				E											
合 計	90				F											

<表内計数の突合箇所>

(全規模別、資金使途別共通)

(1) F = ア + チ + ツ + テ + ト + ナ + ニ + ネ + ノ + ハ + ヒ + ミ + ヤ
+ ユ + ヨ + ラ + リ + ル + レ + ワ + ン + B + E

(2) ア = イ + ウ + エ + オ + カ + キ + ク + ケ + コ + サ + シ + ス + セ + ソ + タ

(3) ニ ≧ ス

(4) ビ ≧ フ + ハ + ホ + マ

(5) ミ ≧ ム + メ + モ

(6) レ ≧ ロ

(7) ワ ≧ フ

(8) ン ≧ A

(9) B ≧ C + D

(全業種共通)

(1) あ = う + か + け

(2) ア = え + き + こ

(3) い = お + く + さ

(4) ア ≧ い、え ≧ お、き ≧ く、こ ≧ さ

(個人による貸家業)

ほ = み、メ = む、ま = め

(地方公共団体とその内訳項目)

し = せ、ン = そ、す = た

(個人とその内訳項目)

(1) ち = て、B = と、つ = な

(2) は ≧ ひ

(3) B - つ ≧ C + D - ふ

5. 「都道府県別預金、現金、貸出金調査表」(共調2)

- (1) 調査内容……都道府県別預金・現金・貸出金統計の作成、マクロ金融経済および金融市場動向の調査・分析、金融機関の経営状況把握の基礎資料

預金、日本銀行券、貨幣、切手手形、貸出金：オフショア勘定を除く、国内店銀行勘定

- (2) 表内計数の突合

預金の内訳を集計し、合計と突合します(縦計検証)。

「金融統計調査表作成ツール」では、同ツールの機能を利用して、このチェックを行うことができます。

- (3) 日計表との突合

月末残高について、日計表との間で、以下の突合を行います。

都道府県別預金、現金、貸出金調査表 (共調2)		日計表
預金合計(全国計)	≤	預金(日計表)
金融機関預金(全国計)	≤	金融機関預金(同)
譲渡性預金(全国計)	=	譲渡性預金(同)
日本銀行券、貨幣(全国計)	=	現金－うち切手手形(同)
切手手形(全国計)	=	うち切手手形(同)
貸出金(全国計)	≤	貸出金(同)

- (4) 「預金、現金、貸出金調査表」(共調1-1、1-3)との突合(月次)

「預金、現金、貸出金調査表」(共調1-1、1-3)の項をご参照下さい。「金融統計調査表作成ツール」では、「預金、現金、貸出金調査表」(共調1-1、1-3)との突合チェックは、同ツール上の機能を利用して行うことができます。

- (5) その他の留意事項

「都道府県別預金、現金、貸出金調査表」にある項目のうち、「譲渡性預金」の内訳(「公金預金」、「金融機関預金」)、「貸出金」の内訳(「割引手形」、「手形貸付」、「証書貸付」、「当座貸越」)、および「集計店舗数」については、現在は報告対象外のため、空欄として下さい。

共調 2

都道府県別預金、現金、貸出金調査表

(国 内 店 銀 行 勘 定 、 月 次)

西暦

年

月末

(単位：百万円＜切り捨て＞、店)

	番号	月 末 残 高
一 般 預 金	0 1	A
要 求 払 預 金	0 2	B
定 期 性 預 金	0 3	C
非居住者円預金、外貨預金	0 4	D
個 人 預 金	0 5	E
公 金 預 金	0 6	F
金 融 機 関 預 金	0 7	G
政 府 関 係 預 り 金	0 8	H
合 計	0 9	I
譲 渡 性 預 金	1 0	
公 金 預 金	1 1	
金 融 機 関 預 金	1 2	
日 本 銀 行 券 、 貨 幣	1 3	
切 手 手 形	1 4	
貸 出 金	1 5	
割 引 手 形	1 6	
手 形 貸 付	1 7	
証 書 貸 付	1 8	
当 座 貸 越	1 9	
集 計 店 舗 数	2 0	

<表内計数の突合>

(預金)

(1) $I = A + F + G + H$ (2) $A = B + C + D$ (3) $A \geq E$

III. 項目の定義、内容

1. 預金

(1) 預金（除く譲渡性預金）（共調1－1、1－2、共調2、共調4）

(イ) 預金の範囲

預金には、国内店勘定における、譲渡性預金を除く全ての預金科目が含まれます。ただし、オフショア勘定保有行における「特別国際金融取引勘定」にかかる「預金」、海外店勘定国内向けにおける「預金」は含まれておりませんのでご留意下さい。

金融機関の貸借対照表における対象科目を整理すると、下表のようになります。

金 融 機 関 名	計 表 名	対象となる預金科目名	対象外となる預金関係科目名
国内銀行 国内店銀行勘定	日計表	当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋定期預金＋定期積金＋別段預金＋納税準備預金＋非居住者円預金＋外貨預金	譲渡性預金、コールマネー、売渡手形
外国銀行在日支店	日計表	当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋定期預金＋定期積金＋その他の預金	譲渡性預金、コールマネー、売渡手形
信用金庫	日計表	当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金＋定期預金＋定期積金＋非居住者円預金＋外貨預金	譲渡性預金、コールマネー、売渡手形
農林中央金庫	残高試算表	当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋定期預金＋定期積金＋非居住者円預金＋外貨預金	譲渡性預金、コールマネー、売渡手形
商工組合中央金庫	日計表	当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金＋定期預金＋定期積金＋非居住者円預金＋外貨預金	譲渡性預金、コールマネー、売渡手形
信金中央金庫	日計表	当座預金＋普通預金＋通知預金＋為替決済預り金＋別段預金＋定期預金＋積立定期預金＋非居住者円預金＋外貨預金	譲渡性預金、コールマネー、売渡手形
全国信用協同組合連合会	日計表	当座預金＋普通預金＋通知預金＋為替決済預り金＋別段預金＋定期預金＋保障基金定期預金＋非居住者円預金＋外貨預金	譲渡性預金、コールマネー、売渡手形
労働金庫連合会	日計表	当座預金＋普通預金＋通知預金＋為替決済預り金＋別段預金＋定期預金（一般定期預金、協力定期預金、相互支援定期預金、特別定期預金、自由金利定期預金、財形特別定期預金）＋外貨預金	譲渡性預金、コールマネー、売渡手形
信用農業協同組合連合会	残高試算表	当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金＋定期貯金＋定期積金	譲渡性貯金

(ロ) 預金種類による分類（共調１－１、１－２、共調４：①～⑪、共調２：⑩～⑬）

① 当座預金

当座預金とは、当座勘定取引契約に基づき受入れた要求払無利子の預金です。

② 普通預金

普通預金とは、いつでも預け入れ・引出しのできる要求払の預金です。

③ 貯蓄預金

貯蓄預金は、普通預金と同様にいつでも返還を約束された要求払預金ですが、給与・年金・配当金の振込、公共料金の自動引落し等種々の決済サービスに制限が加えられています。なお、受入対象は個人のみです。

④ 通知預金

通知預金は、預入後一定の据置期間（通常７日）および予告期間（通常２日…予告は据置期間内でもよい）を経た後に支払われる預金です。

⑤ 別段預金

別段預金は、雑預金ともいわれ、諸種の銀行業務に随伴して生じる一時預り金ないし保管金等、他のいずれの預金にも属さないものを便宜上整理しておく特殊な預金です。

別段預金に整理されている主なものは、次の通りです。

- a. 日本銀行代理店・歳入代理店、公金収納取扱店として受入れる歳入金、その他の公金^(注)
- b. 預金取引のない先から委託されて取立てた手形の代り金
- c. 他行からの振込金で、被振込人名が明らかでないような場合の一時的預り金
- d. 自己あて小切手を発行したときの代り金
- e. 返済手続をとるまでの貸出に対する内入充当資金等
- f. 株式等の払込事務を引受けた場合に受入れた申込証拠金または払込金等
- g. 株式配当金または社債元利金支払のため、当該会社から預託された支払資金
- h. 信用状発行、荷為替取組等に際し受入れた保証金
- i. 整理口に編入された普通預金等

(注)別段預金の預金者による分類においては、日本銀行代理店預り金は、一般・公金預金、政府関係預り金等には含めず、金融機関預金に計上して下さい（Ⅲ－１－４頁 ③金融機関預金を参照）。また、公金への振り込みが完了していない納税資金は、金融機関預金や一般法人預金等には含めず、公金預金に計上して下さい。

⑥ 納税準備預金

納税準備預金とは、租税納付の円滑化に資するために設けられた預金ですが、払出は原則として納税に充てるときのみに限られています。

⑦ 定期預金

あらかじめ定められた預入期間の満了までは原則として払戻のできない預金です。スーパー定期、大口定期預金、変動金利定期預金等があります。

⑧ 据置貯金

据置貯金とは、あらかじめ払戻の期限を定め、定期にまたは一定の期間内において数回に受入れた預金です。

⑨ 定期積金

定期積金とは、定期積金契約により、一定期間にわたり毎月一定の期日に積金を受入れ、契約満期時に一定額を給付する預金です。

⑩ 非居住者円預金

非居住者円預金は、非居住者^(注)から国内店勘定に受入れた円預金です。預金の種類、預入限度等は居住者の円預金と同様です。

(注)「非居住者」の定義は、「(ハ) 預金者による分類 ⑫非居住者」をご覧ください。

⑪ 外貨預金（居住者外貨預金、居住者外貨決済性預金）

外貨建の預金は、預金の種類および居住者、非居住者の別を問わず、すべて当項目で整理されます。外貨預金のうち居住者^(注)分は、「居住者外貨預金」に分類します。また、居住者外貨預金のうち、当座預金と普通預金については「居住者外貨決済性預金」に分類します。

(注)「居住者」の定義は、「(ハ) 預金者による分類 ⑪居住者」をご覧ください。

⑫ 要求払預金

要求払預金には、当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金が含まれます（非居住者円預金、外貨預金は含まれません）。

⑬ 定期性預金

定期性預金には、定期預金、据置貯金、定期積金が含まれます。

- (ハ) 預金者による分類(①～⑩まで非居住者を含む。共調１－１、１－２：①～⑤・⑪・⑫、共調２：①～④・⑩・⑫、共調４：①～⑨・⑫)

① 個人預金

個人預金とは、個人名義の預金(無記名分を含む)です。

(注) 個人および法人の複数名義が付されている預金(例：「〇〇商店 〇〇様」名義)については、当該預金の使途・性質に応じて分類して下さい。

② 公金預金

地方公共団体、地方公営企業(地方公営企業法の適用を受けるもの)からの預金^(注)です。

(注) 日本の地方公共団体や地方公営企業の海外事務所からの預金を含みますが、外国の地方公共団体からの預金は、共調１と共調４では「一般法人預金」に、共調２では「一般預金」に、それぞれ計上して下さい。

③ 金融機関預金

銀行(外国銀行在日支店、ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫および信金中央金庫、労働金庫および同連合会、信用事業を行う農業協同組合および同連合会、信用事業を行う漁業協同組合および同連合会、農林中央金庫、信用協同組合および同連合会、商工組合中央金庫、整理回収機構、保険会社(かんぽ生命保険、日本貿易保険を含む)、政府関係金融機関(日本銀行<具体的には日本銀行代理店預け金等>、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体金融機構、住宅金融支援機構、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、中小企業基盤整備機構、福祉医療機構、東日本大震災事業者再生支援機構)、ならびに上記金融機関の持株会社(日本郵政株式会社を含む)からの預金です。ただし、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、預金保険機構、証券会社、証券金融会社、短資会社、保険代理店等は含みません。

円デポ取引(銀行間預金市場)に関しては金融機関預金に計上して下さい。

④ 政府関係預り金

国からの預金^(注)です。

(注) 税務署、地方裁判所、地方検察庁、労働基準監督署、年金事務所等からの預金は、⑤「一般法人預金」に計上して下さい。

⑤ 一般法人預金

上記①～④の分類に当てはまらないもの^(注)は、全て「一般法人預金」に分類します。

(注) 事業団、特殊法人、公立施設、地方公共団体外郭団体(地方公社等)、基金、証券会社、証券金融会社、短資会社、預金保険機構、保険代理店、日本郵便株式会社および簡易郵便局は「一般法人」に含まれます。なお、独立行政法人については、上記の金融機関預金に該当するもの以外は「一般法人」に含まれます。

⑥ 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関（政府関係金融機関を除く^(注)）

貸金業者、質屋、クレジットカード会社、信販会社、各種チケット団体、割賦金融業などからの預金です。「3. 貸出金（4）業種分類（ロ）主要業種に関する留意事項 ⑧金融業、保険業」の「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」に関する留意点（Ⅲ－3－11頁）もあわせてご参照下さい。

（注）除外する先は、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体金融機構、住宅金融支援機構、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、中小企業基盤整備機構、福祉医療機構、東日本大震災事業者再生支援機構（いずれも③「金融機関預金」に分類）。

⑦ 医療、福祉、教育、各種団体等

社会保険事業、教育事業、医療・保健業等を営む団体、宗教団体、経済団体、政治団体等からの預金です。「医療、福祉、教育、各種団体等」は⑧「医療・保健衛生」と⑨「福祉、教育、各種団体等」の合算値となります。

⑧ 医療・保健衛生

医療・保健衛生は、日本標準産業分類の中分類「医療業」（病院、診療所等）および「保健衛生」（保健所、検疫所等）に該当します。

⑨ 福祉、教育、各種団体等

「福祉、教育、各種団体等」は、日本標準産業分類の大分類「教育、学習支援業」、大分類「医療・福祉」のうち中分類「社会保険・社会福祉・介護事業」、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」のうち「宗教」、「政治・経済・文化団体」に該当します。

⑩ 一般預金

一般預金とは、個人預金と一般法人預金です。

⑪ 居住者

居住者とは、「本邦内に住所又は居所を有する自然人および本邦内に主たる事務所を有する法人」を指します。海外に口座を開設する個人・法人のうち、原則として住所が日本にある個人や、事務所が日本にある法人は居住者（本邦の在外公館に勤務する者および在外公館も含む）とみなされます。

⑫ 非居住者

非居住者とは、「居住者以外の自然人及び法人」を指します。日本人でも2年以上海外に滞在する者や海外にある事務所（本邦企業の支店、現地法人、駐在員事務所および国際機関を含む）に勤務する者、および海外にある本邦企業の支店、現地法人、駐在員事務所等については、非居住者とみなします。

（注）金融統計調査における居住者、非居住者の区分は、「外国為替及び外国貿易法」（第6条第1項5号、6号）の規定を準用しています。

(2) 譲渡性預金（共調１－１、１－２、共調２）

(イ) 譲渡性預金の範囲

譲渡性預金（Certificates of Deposit、通称ＣＤ）とは、払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止特約がない預金です。本統計調査では、日計表等と同様に他の預金とは区別し、「譲渡性預金」の項目に分類して下さい。金融機関の貸借対照表における対象科目を整理すると下表のようになります。

金融機関名	計表名	対象となる預金科目名
国内銀行 国内店銀行勘定	日計表	譲渡性預金
外国銀行在日支店	日計表	譲渡性預金
信用金庫	日計表	譲渡性預金
農林中央金庫	残高試算表	譲渡性預金
商工組合中央金庫	日計表	譲渡性預金
信金中央金庫	日計表	譲渡性預金
全国信用協同組合連合会	日計表	譲渡性預金
労働金庫連合会	日計表	譲渡性預金
信用農業協同組合連合会	残高試算表	譲渡性貯金

(ロ) 預金者別の分類

譲渡性預金のうち「除く金融機関預金、政府関係預り金」（譲渡性預金の合計から、金融機関および政府設定分を除く）については、発行時における預金設定者区分により、「一般法人預金」、「個人預金」、「公金預金」の金額をご記入下さい。なお、預金設定者が非居住者である場合には、「一般法人預金」、「個人預金」、「公金預金」には分類せず、合計にあたる「残高」欄にのみご記入下さい。

— 「(1) 預金 (ハ) 預金者による分類」の項も併せてご参照下さい。

(3) 預金口数（共調４）

預金口数^(注)の記入単位は、１口とします。原則として口座数によりますが、積立定期預金通帳の場合は通帳冊数によります。ただし、積立型の期日指定定期預金や通常の定期預金通帳等の場合は１冊１口とはせず、預入１件ごとに１口とします。

(注)原則として、金融機関預金に含まれる確定拠出年金（企業型、個人型）による預金の口数については企業型、個人型ともに預入件数ごとに口数をカウントします。

— このうち、企業型については各企業の従業員ごとの件数ではなく、預け入れる月ごとに１企業分をまとめて１口とカウントする扱いとします（同じ年金規約に複数の企業が参加する場合はまとめて１口とすることも可）。個人型についても、預け入れる月ごとに複数の個人分をまとめて１口とカウントする扱いとします。

— 複数の預金商品として提供されている場合は、商品ごとにわけてカウントする扱いとします。金額階層別には、預入ごとの（上記口数に対応する）残高別に計上します。

2. 日本銀行券、貨幣、切手手形（共調 1－1、1－2、共調 2）

（1）日本銀行券、貨幣

日本銀行券、貨幣には、外国通貨を含めず、お手持ちの円貨（日銀預け金は含まれません）のみをご記入下さい。

（2）切手手形

切手手形には、支払期日の到来した（直ちに現金化し得る）当座小切手、送金小切手、送金為替手形、約束手形、郵便為替証書、郵便為替貯金払出証書、公社債利札、配当金領収書、日本銀行代理店渡小切手、官公庁支払証書等が含まれます（お手持ちの円貨建てのみをご記入下さい）。

3. 貸出金

(1) 貸出金の範囲（共調1－3、共調2、共調2 1）

調査対象となる貸出金は下表の通りです。

調査表の名称	勘定												貸出の範囲		
	国内店										海外店		金融機関 (銀行、 保険のほか 貸金業等 を含む)向け 貸出	中央政府 向け貸出 (一般会 計、特別 会計)	
	銀行勘定				オフショア 勘定	信託勘定									
	居住者向け		非居住者向け		非居住者 向けのみ	居住者向け		非居住者向け		居住者 向け	非居住者 向け				
	円貨	外貨(外 貨イバ)	円貨	外貨	円貨/ 外貨	円貨	外貨(外 貨イバ)	円貨	外貨	円貨(ユーロ 円イバ)	円貨/ 外貨				
			(国内店名義現地貨)					(国内店名義現地貨)							
預金、現金、貸出金(共調1-3)	○				対象外	○				○(00/10 月～)	対象外	○			○
業種別貸出金(共調21-1、21-4)	○				対象外	対象外						○	対象外		
業種別貸出金(共調21-2)	対象外					○				対象外		○	対象外		
業種別貸出金(共調21-3、21-5)					対象外							○(99/6 月～)	対象外	○	対象外
都道府県別預金、現金、貸出金(共調2)	○				対象外	対象外							含む ^(注)	対象外	

(注) 貸出金には含まれますが、「金融機関向け貸出」という項目はありません。

貸出金の範囲は、各金融機関の貸出内容を詳細に調査する関係上、「割引手形」、「手形貸付」、「証書貸付」および「当座貸越」としてしています。一方、一般に貸出金とは別の科目で経理されている「コールローン」、「買入手形」、「外国為替」などの貸出関係勘定については、本統計調査には含まれません。また、次の諸点についても留意して下さい。

- (イ) オフショア勘定保有行における、「特別国際金融取引勘定」にかかる「貸付金」は含めません。
- (ロ) 外貨建てインパクトローンは国内店勘定に含め、ユーロ円インパクトローンは海外店勘定に含めます。
- (ハ) 返済期限経過貸付（償却分を除く）は含めます。
- (ニ) 日本政策金融公庫・中小企業事業等の代理貸付金は、同公庫等の「業種別貸出金調査」の対象となりますが、代理金融機関である国内銀行、信用金庫等の貸出には含めません。ただし、代理貸付金に対し支払保証を行い、現実には保証債務を履行した場合には、その段階で、貸出として計上します。
- (ホ) 預金、有価証券、不動産等の物的担保あるいは保証人の有無は、本統計調査には関係ありません。
- (ヘ) 貸付債権の流動化については、日計表等における「貸付金」と同様の経理処理を行って下さい。流動化による貸付債権の譲渡分は、「貸出件数」「貸出残高」「設備資金」から差し引いて記入して下さい。一方、流動化による貸付債権の譲受分は、「貸出件数」「貸

出残高」「設備資金」に含めて計上して下さい。なお、譲受した貸付流動化債権は新規貸出には計上しないで下さい。

ー フラット35（長期固定金利住宅ローン）の融資実行分は、新規貸出に計上して下さい。ただし、実行当日に債権を譲渡される場合等において、経理上、新規貸出に計上しない場合、金融統計調査表においても同様に計上しないで下さい（経理の処理方法に従ってご記入下さい）。

都道府県別調査（「都道府県別預金、現金、貸出金調査表」（共調2））においては、流動化貸付債権を都道府県別に処理し、全国計を東京都や大阪府など1地域で一括処理しないで下さい。

（ト） 中央政府向け貸出残高は合計には含めないで下さい（「預金、現金、貸出金調査表」（共調1－3）の該当欄にのみご記入下さい）。

なお、各金融機関の貸借対照表における対象科目を整理すると、次表のようになります。

ー インパクトローンなど外貨建て貸付のうち、本表の「対象となる貸出金科目名」に計上されるものは、円換算（T.T.M.＜日次または月次カレント方式＞を用いる）して計上します。

金融機関名	計表名	対象となる貸出金科目名	対象外となる貸出関係科目名
国内銀行 国内店銀行勘定	日計表	割引手形（銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形）＋手形貸付＋証書貸付＋当座貸越	コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、未決済為替貸
国内銀行 国内店信託勘定	日計表	割引手形＋手形貸付＋証書貸付	コールローン、買入手形、銀行勘定貸
国内銀行 海外店勘定国内向け	日計表	割引手形＋手形貸付＋証書貸付＋当座貸越のうち国内向けのもの	コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、割引手形＋手形貸付＋証書貸付＋当座貸越のうち海外向けのもの、未決済為替貸
外国銀行在日支店	日計表	割引手形（銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形）＋手形貸付＋証書貸付＋当座貸越	コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、未決済為替貸
信用金庫	日計表	割引手形＋手形貸付＋証書貸付＋当座貸越	コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、未決済為替貸
農林中央金庫	残高試算表	割引手形＋手形貸付＋証書貸付＋当座貸越	コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、未決済為替貸
商工組合中央金庫	日計表	割引手形＋手形貸付〔信用組合の代理貸付を除く〕＋証書貸付（代理店証書貸付を含む）＋当座貸越	コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、未決済為替貸
日本政策投資銀行	総勘定日計表	証書貸付（代理証書貸付を除く）	コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金
日本政策金融公庫・ 国民生活事業	合計残高試算表	証書貸付（直接貸付）	コールローン、買現先勘定
日本政策金融公庫・ 中小企業事業	合計残高試算表	直接貸付金＋代理貸付金	買現先勘定、設備貸与機関貸付金
日本政策金融公庫・ 農林水産事業	合計残高試算表	証書貸付（直接貸付）	コールローン、買現先勘定
国際協力銀行	試算表	証書貸付	買現先勘定
沖縄振興開発金融公庫	合計残高試算表	公庫貸付金＋保証履行口	承継貸付金
信金中央金庫	日計表	割引手形＋手形貸付＋証書貸付＋当座貸越＋代理貸付金	コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、未決済為替貸
全国信用協同組合 連合会	日計表	割引手形＋手形貸付＋証書貸付＋当座貸越＋特別預託金＋代理貸付金	コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、未決済為替貸
労働金庫連合会	日計表	割引手形＋手形貸付＋証書貸付＋当座貸越	コールローン、買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、未決済為替貸
信用農業協同組合 連合会	残高試算表	割引手形＋手形貸付金＋証書貸付金＋当座貸越＋金融機関貸付	コールローン、買入手形、未決済為替貸

(2) 新規貸出（共調 2 1）

(イ) 金融機関の計理上では新規貸出の扱いとされていても、既往貸出金の返済に充当され、実質上の継続融資であるものは、原則として含めません。

(ロ) 「新規貸出」に関する留意事項

① 新規貸出とするもの

a. A店からの借入金をB店からの借入金によって返済した場合には、同一金融機関内であっても、B店の貸出金は新規貸出とします。

なお、機械集計などの都合上、本支店を通じて企業全体を1貸出先としている場合には、後述の書替継続に準ずるものとして、新規貸出に計上しなくてもよい取扱いとします。

b. 増額切替えあるいは元加切替えの場合には、増額部分あるいは元加された利息部分のみを新規貸出とします。

c. 貸付人名義から保証人名義に切替えた場合には、新規貸出とします。

② 新規貸出としないもの

a. 書替による継続分は新規貸出とはしません。事務上の都合で同日に書替えをしない場合でも、実質上の継続融資は新規貸出には含めません。

b. 数通に分割されていた手形を合併して1口の新手形に切替えた場合には、新規貸出としません。

c. 既往貸出金の内入れのため貸出したものは、新規貸出としません。

d. 「信託勘定」から「銀行勘定」に振替えた場合には、切替継続とみなして新規貸出としません。

e. 譲受した流動化貸付債権は新規貸出とはしません。

(3) 貸出件数（共調 2 1）

(イ) 貸出件数の調査は、「業種別貸出金調査表」（共調 2 1）の各業種について企業規模別に行いますが、調査時期は3月末および9月末のみです。

(ロ) 「貸出件数」の計算にあたっては、同一店舗（各支店ごとあるいは本店）において、同一先（原則として事業所別）に対する貸出が2件以上ある場合は、これらを名寄せして1件とします。

なお、本支店間の名寄せは行わないのが原則ですが、機械処理などにより企業全体で本支店間の名寄せが行われている場合には、本支店を通じて1件として計上する扱いとします。

(ハ) 個人向け貸出については、貸出先が膨大な数に上るため、同一店舗内でも名寄せを行わなくてもよい取扱いとします。

- (二) コミットメントラインについては、コミットメントライン契約に基づく貸出の実行があった場合のみ貸出件数としてカウントし、報告して下さい。また、同一店舗における同一先への貸出は、上記（ロ）と同じく1件とします。

(4) 業種分類（共調1－3、共調21）

(イ) 一般的な留意事項（主に共調21）

業種別貸出統計調査では、すべての貸出を貸出先の業種によって区分することになっています。実際の貸出調査に当たっては、まずその貸出先がどのような事業を営んでいるかを調べ、その事業が本統計調査におけるどの業種分類に含まれるかを決めて下さい。

本統計調査の業種分類は、総務省が定めている「日本標準産業分類」に準拠して、現存するあらゆる事業について、営利・非営利を問わず、その産業活動の種類により体系的に区分したものです。

本統計調査の各業種分類に含まれる主要な個別業種名は、別表（1）「業種別貸出金調査表の業種分類一覧表」に掲げてありますので、個々の貸出を業種別に分類する際に利用して下さい。また、独立行政法人の分類例については、別表（1）付表を参照して下さい。

次に、実際の調査に当たって、個々の貸出先を業種別に分類する場合、一般的に注意を要する主な事項を列举します。

① 「日本標準産業分類」との関係

別表（2）『「業種別貸出金調査表の業種分類」と「日本標準産業分類」との対照表』では、本統計調査の業種分類が「日本標準産業分類」上のどの業種に対応するかについて、全分類にわたって列举しております。具体的な対応関係はそちらを参照して下さい。

もし個別業種の属する分類が、前記一覧表によってもなお把握できない場合には、詳細な分類規定・例示のある「日本標準産業分類（総務省刊行、令和5年7月改定版）」を参照して下さい（総務省ホームページより入手可能です）。

<https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm>

② 業種分類の適用単位となる貸出先

本統計調査では、金融機関の貸出店舗において、個々の貸出先についてどの業種分類を適用するかを決めますが、実際の貸出は、企業の本社に対して行われる場合もあれば、支店や工場に貸出す場合もあります。この場合、業種分類に当たって貸出先企業全体の業種によるべきか、あるいは支店や工場、すなわち個々の貸出先事業所の業種によるべきかが問題となります。

本統計調査では、並行的に実施している都道府県別調査との関係などもあり、原則として事業所ベースをとり、1事業所をもって1貸出先としています。したがって、業種分類は支店や工場の取扱い業種によりますので、たとえば、繊維品の専門メーカーがA工場では主として食品加工を行っている場合、A工場に対する貸出は「製造業」中の「食料」として分類されます。

近年、貸出事務のシステム化にともなって、コンピューターによる集計計算処理の都合上、1企業に対する貸出は、本社、支店、工場等の別なく1貸出先として取扱う場合が多くなっていますので、このように技術的に事業所ベースによることが困難な場合には、企業ベースで業種分類を適用して差し支えありません。企業ベースに従えば、前例のA工場に対する貸出は、「食料」ではなく「繊維」に分類されます。

③ 貸出先が多種類の事業を営んでいる場合

1貸出先が2種類以上の異なった事業を営んでいる場合には、そのうちの中心となる1つの事業をその貸出先の業種とします。中心となる業種は、貸出先の過去1年間における総売上高（工場の場合は最終製品の総生産額）のうちウェイトの最も高いものによります。例示すれば、次のとおりです。

貸出先	貸出先の過去1年間の売上高
〇〇〇〇株式会社 (従業員120人)	繊維 1,600 百万円
	化学 2,800
	駐車場 300
	計 4,700

上記の場合は、「製造業」の中分類「化学」に分類します。

④ 貸出先が事業転換を行った場合

貸出先が、貸出期間中に新しい事業に転換した場合には、次のように取扱います。

たとえば、ボウリング場を全面的に改装して総合スーパーマーケットに転業するなど恒久的な事業転換とみられるものは、新しい業種に分類替えをします（本例では、「生活関連サービス業、娯楽業」→「小売業」）。

⑤ 季節的に業種を変更する場合

季節によって営む事業が変わる場合には、「貸出時にどの事業を行っているか」や、「貸出金がどの事業資金に充当されるか」にはかかわりなく、過去1年間における総売上高（工場の場合は最終製品の総生産高）のうちウェイトの最も高い業種をその貸出先の業種とします。

⑥ 連帯債務の場合

連帯債務の場合も、1貸出先として分類されますので、連帯債務者が同じ業種である場合には問題ありませんが、異なった事業を営んでいる場合にはそのいずれかの業種に分類する必要があります。この場合には、前記の1貸出先が多種類の事業を営んでいる場合の取扱い方と同様、連帯債務者全部の過去1年間における総売上高（工場の場合は最終製品の総生産高）を合算し、そのうちウェイトの最も高い業種をその貸出先の業種とします。

⑦ 転貸資金の場合

貸出先が、借入金を自己の営業資金に用いず、他の事業を営む第三者に転貸する場合は、転貸先の業種とは関係なく直接貸出先の業種により分類します。

ただし、個人事業主の営業資金を家族名義で貸出す場合や会社の事業資金を役員の個人名義で貸出す場合には、いずれも名義人とは関係なく、前者は所帯主である個人事業主の業種、後者は会社自体の業種によることとします。

⑧ 貸出先が解散（または清算中）、休廃業の場合

貸出先が解散、休廃業などで實際上営業活動を行っていない場合でも、従来の業種のままとします。

⑨ 貸出契約者と手形行為者が異なる場合

本社で貸出の基本契約を行い、支店や工場が実際の貸出取引の当事者として手形振出等を行っている場合には、貸出先の業種は手形行為者である事業所の業種によることとします。

なお、支店・工場等の所要資金を本社に対して一括貸出す場合には、貸出先の業種は、支店・工場等の業種とは直接関係なく、企業全体を代表する本社の業種（その企業の過去1年間における総売上高のうちウェイトの最も高いもの）によることとします。

(ロ) 主要業種に関する留意事項（共調1－3：⑧・⑱～⑳、共調21）

① 製造業（業種番号21）

- a. 「製造業」には、製品を製造加工し、これを卸売業者または企業、官庁等に大量販売を行っている事業所が分類されます（卸売の内容については、⑥「卸売業」の項をご参照下さい）。

本統計調査は、「製造業」について、「食料」など15の中分類を設けて調査しています。

- b. 「製造業」とまぎらわしい業種

- (a) 最も問題となるのは、「卸売業」および「小売業」との相違です。たとえば、牛乳を殺菌し、びん詰めにして卸売をするような場合は、「製造業」に分類されます。他方、製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売する、いわゆる製造小売業（例：建具屋、豆腐屋、畳屋等）については、店舗を構えている場合には「小売業」に、無店舗の場合には「製造業」に分類します。

また、自らは製造を行わず、自己の所有する原材料を下請工場に渡して製品をつくらせ、これを自己の事業所名で販売するいわゆる製造問屋は、製造加工をしていませんので、「製造業」ではなく「卸売業」に分類します。

- (b) 完成された部分品を組み立てるだけの作業（組立作業）を行う事業所は「製造業」ですが、例外として土地に定着する工作物の組立作業は「建設業」に分類します。

- (c) 発行・出版を行なう新聞社、出版社の事業所は「情報通信業」ですが、印刷のみを行なう新聞社、出版社の事業所は「製造業」（中分類「印刷」）に分類します。

- (d) 修理を事業とする事業所は一般的には「その他のサービス」ですが、例外として、船舶、鉄道車両等の修理・改造、航空機のオーバーホールなど大規模な設備

により修理を行う事業所は「製造業」に分類します。

- (e) 農家や漁家などで、自家取得物の原材料を使用して製造加工する場合には「農業、林業」または「漁業」ですが、この場合でも、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従する従業者がいる場合は、「製造業」に分類します。
- (f) ファブレスメーカー（製品の企画や設計のみを自社で行い、生産は外部に委託しているメーカー）については、企画・設計を主にしているものは「学術研究、専門・技術サービス業」に、卸売を主にしているものは「卸売業」に分類します。

② 建設業（業種番号26）

- a. 「建設業」には、注文建設、自己建設いずれであるかを問わず、建設工事施工を主業とする事業所が分類されます。工事には、主に次のようなものがあります。
 - (a) 総合工事として、一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事等。
 - (b) 職別工事として、大工工事、とび・土工・コンクリート工事、鉄骨・鉄筋工事、塗装工事等。
 - (c) 設備工事として、電気工事、電気通信・信号装置工事、管工事（冷暖房設備工事など）、機械器具設置工事等。
- b. 「建設業」とまぎらわしい業種
 - (a) 最も問題となるのは、建物の建売や土地の分譲を業とする場合です。この種の業者には2種類あり、自ら建物を建てて売る場合や自ら労務者を雇用して土地造成を行い分譲するものは「建設業」です。

これに対して、自らはそのような建築を行わず、請負業者施工による建物を建売住宅等として販売する業者や、自らは労務者を雇用しないで土木請負業者により土地開発を行う事業所は「不動産業」に分類します。
 - (b) 土木工事業は「建設業」ですが、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するために行う掘削、排土作業を請負う事業者は、例外として「鉱業、採石業、砂利採取業」に分類します。
 - (c) 測量ならびに建設工事のコンサルタント、設計、監理を主とする事業所は、「建設業」ではなく「学術研究、専門・技術サービス業」に分類します。
 - (d) コンクリート・タイル・ブロックを使用する工事（造形、取付仕上げを含む）は「建設業」ですが、これらの建築材料を卸売する事業所は「卸売業」に、また、コンクリートやタイルを製造する事業所は「製造業」（中分類「窯業・土石」）に分類します。同様に、金属サッシや金属製カーテンウォールの取付工事のみを行う事業所は「建設業」ですが、それらの製品を製造する事業所は「製造業」（中分類「金属製品」）に分類します。

③ 電気・ガス・熱供給・水道業（業種番号29）

- a. 「電気・ガス・熱供給・水道業」には、電気、ガス、熱および水（灌漑用水を除く）を供給する事業所ならびに汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類されます。

- b. 「電気・ガス・熱供給・水道業」とまぎらわしい業種
- (a) 発電や送配電は行わず、料金メニューの設定や契約手続き等のサービスを提供する事業所は、電気小売業として「電気業」に属します。
 - (b) 「ガス業」とは、一般の需要に応じ製造ガス、天然ガスまたはこれらの混合ガスを導管によって供給する事業所のことをいいます。したがって、天然ガスの採取を行う事業所は、「ガス業」ではなく「鉱業、採石業、砂利採取業」に分類します。また、特定ガス発生設備（主にプロパンガスを原料とする）から集合住宅等の小規模かつ地域限定的な需要家に対し導管によってガスを供給する簡易ガス事業等、導管によりガスの小売供給を行う事業所は、ガス小売業として「ガス業」に属しますが、プロパンガスを容器に充てんし販売する業者は、「卸売業」または「小売業」に分類します。
 - (c) 「熱供給業」には、一般の需要に応じて、蒸気、温水、冷水等を利用し、熱エネルギーまたは蒸気もしくは温水を導管によって供給する事業所が分類されます。地域冷暖房業、蒸気供給業がこれに該当しますが、温泉供給業は「その他のサービス」に分類します。
 - (d) 灌漑用水の供給を行う事業所は、「農業、林業」に分類します。
 - (e) 下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場などは下水道業として「水道業」に分類されますが、井戸ポンプ工事業、給排水設備工事業は「建設業」に分類します。また、電気設備工事も「建設業」に属します。

④ 情報通信業（業種番号 74）

- a. 「情報通信業」には、次の業務を営む事業所が分類されます。
- (a) 通信業（例：固定電気通信業、移動電気通信業）
 - (b) 放送業
 - (c) 情報サービス業（例：ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）
 - (d) インターネット付随サービス業（例：ウェブ情報検索サービス業、電子認証業）
 - (e) 映像・音声・文字情報制作業（例：映画・ビデオ制作業、新聞業、出版業、ニュース供給業）
- b. 「情報通信業」とまぎらわしい業種
- (a) 情報記録物（新聞、出版等の印刷物を除く）の原版を制作する事業所は「情報通信業」ですが、自ら原版の制作を行わず、情報記録物の大量複製のみを行なう事業所は「製造業」（中分類「その他の製造業」）に分類します。
 - (b) 新聞、書籍等の運送を行なう事業所や、主として信書の送達を行う事業所は、「運輸業、郵便業」に分類します。
 - (c) 主として印刷物にかかる広告の企画、制作を行う事業所は「情報通信業」に分類されますが、広告代理業など依頼人のために総合的な広告サービスを提供する事業所は「学術研究、専門・技術サービス業」に分類します。
 - (d) 個人で詩歌、小説などの文芸作品の創作、文芸批評、評論などの専門的なサービスを行なう事業所は「学術研究、専門・技術サービス業」に分類します。

⑤ 運輸業、郵便業（業種番号 75）

- a. 「運輸業、郵便業」には、次の業務を営む事業所が分類されます。
- (a) 鉄道、自動車、船舶、航空機およびその他の運送用具（例：ロープウェイ、ケーブルカー）による旅客、貨物の運送業
 - (b) 運輸に附帯するサービス業（例：船内荷役業、こん包業、運輸施設提供業）
 - (c) 倉庫業
 - (d) 郵便業（信書便業を含む）
 - (e) レッカー・ロードサービス業
- b. 「運輸業、郵便業」とまぎらわしい業種
- (a) 鉄道業の自家用の修理工場、倉庫などは「運輸業、郵便業」ですが、鉄道技術研究所、鉄道病院などはそれぞれの活動にしたがって「運輸業、郵便業」以外の業種に分類します。
 - (b) 工場、鉱山、林道などの自家専用の鉄道、索道（リフト）の事業所は、「運輸業、郵便業」ではなくそれぞれの業種に分類します。
 - (c) 自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業（貸切バス業、タクシー業等）は「運輸業、郵便業」ですが、貸自動車業（レンタカー業、自動車リース業など）は「物品賃貸業」に分類します。
 - (d) 荷車、リヤカーなどの軽車輛によって貨物の運送を行う事業所は「運輸業、郵便業」ですが、ごみ収集運搬業などは、その活動が車輛に大きく依存している場合であっても「運輸業、郵便業」には含めず、「その他のサービス」に分類します。
 - (e) 観光協会は、運輸に附帯するものとして「運輸業、郵便業」に分類されますが、旅行業、観光案内業は「生活関連サービス業、娯楽業」に分類します。
 - (f) 自動車ターミナル業は「運輸業、郵便業」ですが、自動車駐車場業は「不動産業」に分類します。

⑥ 卸売業（業種番号 40）

- a. 「卸売業」には、原則として商品を購入して販売する事業所が分類され、主として次の業務を行うものが分類されます。
- (a) 小売業者または他の卸売業者に商品を販売するもの。
 - (b) 各種会社、官公庁、ホテル等に商品を大量に販売するもの。
 - (c) 商品売買の代理または仲介をするもの。
- b. 「卸売業」とまぎらわしい業種
- (a) 中央卸売市場は、取引の場の提供が主な業務であるため、「その他のサービス」に分類します。
 - (b) 手数料を取ることを主業とする農産物集荷業者は「卸売業」ですが、手数料を取ることを主業としないものは「農業、林業」に分類します。

⑦ 小売業（業種番号 43）

- a. 「小売業」には、原則として商品を購入して販売する事業所が分類され、主とし

て次の業務を行うものが分類されます。

- (a) 個人用または家庭用消費のために商品を販売するもの。
- (b) 各種会社、官公庁、ホテル等に少量または少額の商品を販売するもの。
- b. 「小売業」とまぎらわしい業種
 - (a) ガソリンスタンドは、「小売業」に分類します。
 - (b) 材料が店持ちの注文服店は「小売業」ですが、材料が個人持ちの場合は用役の提供のため、「生活関連サービス業、娯楽業」に分類します。
 - (c) 修理を専業としている事業所は一般的に「その他のサービス」ですが、商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所は、「小売業」に分類します。
 - (d) 持ち帰り・配達飲食サービス業は「飲食業」に含まれます。
 - (e) 電気小売業、ガス小売業は「電気・ガス・熱供給・水道業」に分類します。

⑧ 金融業、保険業（業種番号49）

- a. 「金融業、保険業」には、金融業、保険業ならびにこれらに附帯する各種サービスを提供する事業所が分類されます。
- b. 「金融業、保険業」とまぎらわしい業種
 - (a) 金融を専業とする各種協同組合は「金融業」ですが、農業協同組合や漁業協同組合のなかには、購買・販売などの事業を営むものがあります。この種のものは、「その他のサービス」に分類します。
 - (b) 「金融業、保険業」の中分類「銀行業、協同組織金融業」には、銀行（銀行の信託勘定＜信託口を含む＞、在日外銀、ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫および同連合会、信用事業を行う農業協同組合および同連合会、信用事業を行う漁業協同組合および同連合会、農林中央金庫、信用協同組合および同連合会、商工組合中央金庫、ならびにこれら金融機関の持株会社（日本郵政株式会社を含む）を分類します。

なお、銀行の信託勘定向け貸出は、同勘定の信託財産にかかわらず、「銀行業、協同組織金融業」に分類します（例えば、信託財産が不動産の場合は、「銀行業、協同組織金融業」に分類します）。また、何らかの資産を裏付けとした貸出については、その資産の種類ではなく、直接貸出先の業種に分類します（例えば、クレジットリンクローンにおける銀行（銀行の信託勘定を含む）への貸出は、CDS契約の参照体やスワップカウンターパーティーの業種ではなく、直接に貸出を行っている業種である「銀行業、協同組織金融業」に分類します）。

- (c) 「金融業、保険業」の中分類「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」には貸金業、質屋、クレジットカード会社、割賦金融業、政府関係金融機関^(注)などを含みます（ただし、共調4における預金者による分類では、政府関係金融機関を含みません。Ⅲ－1－5頁の（ハ）⑥もあわせてご参照下さい）。なお、リース業は全て「物品賃貸業」に分類します。

（注）日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体金融機構、住宅金融支援機構、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネッ

トワーク支援機構、中小企業基盤整備機構、福祉医療機構、東日本大震災事業者再生支援機構が含まれます。

- (d) S P Cは資金使途や保有している資産等を元に分類します。例えば、不動産関連であれば「不動産流動化等を目的とする S P C」(「不動産業」のうちの中分類)、航空機ファイナンスを行っていれば「物品賃貸業」、主として貸出債権等の金融資産を保有していれば「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」にそれぞれ分類します。
- (e) 貸金業を営む庶民金融機関のなかには、信用会社あるいは商事会社名を用いているものがありますが、事業の内容にしたがって「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」に分類します。
- (f) 金融業者の手持手形を再割引したときは、手形振出人の業種と関係なく再割引依頼人の業種、すなわち「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」に分類します。
- (g) 「金融業、保険業」には、取引所(金融商品取引所、商品取引所)、金融商品取引業、商品先物取引業のほか、共済事業が含まれます。
なお、日本証券業協会、生命保険協会などは経済団体の一種のため、「その他のサービス」(中分類「各種団体」)に分類します。
- (h) 整理回収機構(銀行法適用)や預金保険機構、銀行等保有株式取得機構は、大分類「金融業、保険業」に計上して下さい。

⑨ 不動産業(業種番号50)

- a. 「不動産業」には、主として不動産の売買、交換、賃貸、管理または不動産の売買、賃借、交換の代理もしくは仲介を行う事業所が分類されます。なお、不動産とは、土地、建物その他土地に定着する工作物をいいます。
- b. 「不動産関連地方公社等」には、上記 a. に該当する事業所のうち、国または地方公共団体が出資している独立の法人^{(注1)(注2)}等を分類します。

(注1) この場合、出資比率の多少は問いません。

(注2) 国または地方公共団体の出資法人としては、事業団や第3セクター等が該当します。

なお、第3セクターの会社形態については、民法上の社団法人、財団法人、商法上の株式会社、有限会社のいずれでも可とします。

- c. 「不動産流動化等を目的とする S P C」には、上記 a. のうち、不動産流動化等を目的とする特別目的会社を分類します^(注)。なお、不動産投資法人(R E I T)は、「不動産業」のみに計上して下さい(「不動産流動化等を目的とする S P C」には計上しないで下さい)。

(注) 不動産関連 S P C であれば、必ずしも流動化を目的としないものであっても本分類に含まれます。

- d. 「個人による貸家業」には、借入人が個人である賃貸用住宅の建築・購入資金向け貸出(いわゆるアパートローン等^(注))を分類します。

(注) アパートローンに限らず、借入人が個人である賃貸用住宅の建築・購入資金向け貸出として実行される全ての貸出(投資用不動産ローン(居住用)等、類似の資金使途の

ローン商品や一般貸出)が含まれます。

e. 「不動産業」とまぎらわしい業種

(a) 貸事務所業、貸店舗業などは「不動産業」ですが、映画館、劇場、スポーツ施設、競輪場、ダンスホール貸貸業などの貸貸業は「生活関連サービス業、娯楽業」に分類します。

(b) 土地改良区は、「農業、林業」に分類します。

(c) 不動産鑑定業は、「学術研究、専門・技術サービス業」に分類します。

⑩ 物品賃貸業（業種番号51）

「物品賃貸業」には、産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所が分類されます。

⑪ 学術研究、専門・技術サービス業（業種番号97）

「学術研究、専門・技術サービス業」には、学術的研究などを行う事業所、個人または事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業所が分類されます。

⑫ 宿泊業（業種番号52）

「宿泊業」には、一般公衆、特定の会員等に対して、宿泊または宿泊と食事を提供する事業所が分類されます。したがって、下宿屋、会社の寄宿舍、保養所（医師のいないもの）などを含みますが、アパート経営業、貸家業、貸間業は「不動産業」に、保養所（医師のいるもの）、児童養護施設、老人ホームは「医療・福祉」にそれぞれ分類されます。

⑬ 飲食業（業種番号44）

「飲食業」には、主に注文によりその場所で料理、その他の食料品または飲料を飲食させる事業所が分類されます。したがって、バー、キャバレー、ナイトクラブ、料亭、割ぼう店、酒場などを含みますが、割ぼう旅館は「宿泊業」に分類されます。

⑭ 生活関連サービス業、娯楽業（業種番号98）

「生活関連サービス業、娯楽業」には、個人に対する日常生活と関連した技能・技術の提供、または施設を提供するサービスおよび娯楽あるいは余暇利用に係る施設または技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類されます。

⑮ 教育、学習支援業（業種番号78）

「教育、学習支援業」には、学校教育を行う事業所、学校教育の支援活動を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教育を行う事業所および教養、技能、技術などを教授する事業所が分類されます。ただし、スポーツを行うための施設を提供する事業所（フィットネスクラブ等）は、「生活関連サービス業、娯楽業」に分類されます。

⑩ 医療・福祉（業種番号 7 7）

- a. 「医療・福祉」には、医療、保健衛生、社会保険、社会福祉および介護に関するサービスを提供する事業所が分類されます。
- b. 「医療・福祉」とまぎらわしい業種
 - (a) 病院や歯科診療所は「医療・福祉」ですが、医師や歯科医師が発行する処方せんに基づいて医薬品を調剤する事業所は「小売業」に分類します。
 - (b) 社会保険以外の保険業を行う事業所、保険会社および保険契約者に対して保険サービスを行う事業所は「金融業、保険業」に分類します。
 - (c) 感染症の予防など保健衛生上必要な消毒を行う事業所（ペストコントロール業）は「その他のサービス」に分類します。

⑪ その他のサービス（業種番号 7 9）

- a. 「その他のサービス」には、複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する簡易郵便局、協同組合のほか、個人または事業所に対する他の分類には含まれないサービスを提供する事業所が分類されます。したがって、総合的に各種のサービスを行う農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等を含みますが、預貯金や信用事業など専ら金融業を営む農業協同組合、漁業協同組合は「金融業、保険業」に分類されます。なお、農業事業所に対し請負により、または委託を受けて畜産、養蚕、耕作に直接関係する農業サービス、および植木の刈り込みのような園芸サービスを行う事業所は、「農業、林業」に分類されます。
- b. 中分類「各種団体」には、政治・経済・文化団体、宗教団体・同事務所（神社、寺院、教会等）が含まれます。

⑫ 地方公共団体（業種番号 6 1）

- a. 本統計調査の「地方公共団体」には、公務としての都道府県、市町村のほか、それぞれの直営事業（交通、水道、電気、ガス、病院等）が含まれます^(注)。
(注) 都道府県、市町村の直営事業は、「日本標準産業分類」ではそれぞれの業種に分類されますが、貸出動向を把握する上では「地方公共団体」に含める方が有用と考えられるため、その取扱いを異にしています。
- b. 中分類「都道府県・市町村」には、上記 a. の「地方公共団体」（普通会計、公営企業会計等）向け貸出から「地方公営企業（公営企業会計）^(注)」を除いたものが該当します。

(注) 「地方公営企業」とは地方公共団体が経営する企業のこと、具体的には以下の事業を営むものを対象とします。

イ. 地方公共団体が経営する企業のうち、地方公営企業法の適用を受ける先

(1) 地方公営企業法第 2 条 1 項に掲げる事業

①水道事業（簡易水道事業を除く）、②工業用水道事業、③軌道事業、

④自動車運送事業、⑤鉄道事業、⑥電気事業、⑦ガス事業

(2) 同法第 2 条 2 項に掲げる事業

・病院事業

(3) 同法第 2 条第 3 項

- ・政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地方公営企業法の規定の全部または一部を適用することとした企業

ロ. 地方公共団体が経営する企業のうち、地方公営企業法の適用を受けない先

(1) 地方財政法施行令第46条に掲げる事業

- ①水道事業、②工業用水道事業、③交通事業、④電気事業、⑤ガス事業、⑥簡易水道事業、⑦港湾整備事業、⑧病院事業、⑨市場事業、⑩と畜場事業、⑪観光施設事業、⑫宅地造成事業、⑬公共下水道事業

(2) 有料道路事業および駐車場整備事業

なお、地方住宅供給公社、地方道路公社などいわゆる地方公共団体の外郭団体は、別個の法人格を有するものであるため、たとえば地方公共団体の全額出資によるものであってもここにいう地方公共団体とはみなさず、民間企業と同様の基準によってそれぞれの業種に分類します。これらの業種は、「農業、林業」、「不動産業」、「運輸業、郵便業」など多岐にわたっていますが、例示すれば次表^(注)のとおりです。

(注) ただし、ここでは、国や地方公共団体が出資している法人等を例示しています。独立行政法人の分類例については、別表（１）付表を参照して下さい。

名 称	業 務 内 容	業種別貸出金調査表の分類
土地改良区	土地の整備等	「農業、林業」
埠頭株式会社 地方道路公社 東日本高速道路（株） 首都高速道路（株） 中日本高速道路（株） 西日本高速道路（株） 阪神高速道路（株） 東京湾横断道路（株） 本州四国連絡高速道路（株） 成田国際空港（株） 新関西国際空港（株） 関西国際空港土地保有（株） 中部国際空港（株） 東京地下鉄（株）	埠頭施設の提供 有料道路の建設等 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 空港の建設、整備 〃 〃 〃 交通施設の提供	「運輸業、郵便業」 (注) 本欄に示した公社等が、その事業目的で土地等の不動産を先行取得する場合も分類上ここに含めます。
住宅供給公社 土地開発公社 地域振興協会 観光開発公社 日本勤労者住宅協会	住宅の建設、分譲 土地の開発、分譲 土地の開発等 観光地の開発 住宅地の供給等	「不動産業」の中分類「不動産関連地方公社等」

⑬ 個人（業種番号62）

a. 本統計調査の「個人（住宅・消費・納税資金等）」は、「日本標準産業分類」とは関係なく、分析上の必要性から設けられた大分類です。

ここにいう「個人（住宅・消費・納税資金等）」とは、家計部門あるいは消費者としての個人であり、企業としての個人（個人企業、個人事業主）は含めません。いいかえますと、ここにいう「個人」とは、住宅資金、消費資金、納税資金、株式

払込資金などに貸し出す場合に限られる一方、個人に対して営業用資金を貸し出す場合や、会社重役の個人名義で会社の所要資金を貸し出す場合など、資金使途が事業目的である場合には、「個人（住宅・消費・納税資金等）」ではなく、事業内容にしたがってそれぞれの業種に分類することになります。したがって、賃貸用住宅の建築・購入資金に貸出する、いわゆるアパートローン等は「個人による貸家業」（「不動産業」のうちの中分類）に含めて記入して下さい。個人向けの投資用不動産ローン（居住用）も、「個人による貸家業」に含まれます。反対に、個人事業主であっても、貸出資金の内容が非事業用資金であることが明らかである場合には、「個人（住宅・消費・納税資金等）」に含めます。

なお、個人に対する預金担保貸付などで事業用、非事業用の区分が困難なものは、「個人（住宅・消費・納税資金等）」に含めて差し支えありません。

また、店舗併用住宅資金の場合は、店舗部分、住宅部分の金額のウェイトによって事業用（事業主の業種に分類）または非事業用（「個人（住宅・消費・納税資金等）」に分類）に区分しますが、その区分が困難なものについては、全額事業用として事業主の業種によって分類します。

カードを利用して個人に行った貸出も含めます。

- b. 中分類「住宅・消費（割賦返済分）」には、住宅資金と消費資金に充当される個人向け貸出で割賦返済方式^(注)のものが含まれます。なお、大分類「個人（住宅・消費・納税資金等）」には、割賦返済方式のものと非割賦返済方式のものが両方含まれます。

（注）割賦返済方式とは、2か月以上にわたりかつ3回以上に分割して返済する方式をいいます。

- c. 中分類「カードローン等」には、カードローン、応急ローン、バンクカードによるキャッシングを分類します。

- d. 住宅抵当証書による譲渡分および住宅ローン債権信託委託額に見合う住宅貸付債権については、調査表の「個人（住宅・消費・納税資金等）」および「住宅・消費（割賦返済分）」の「貸出件数」^(注)、「貸出額」、うち「設備資金」から差し引いて記入して下さい。一方、住宅抵当証書による譲受分は、調査表の「個人（住宅・消費・納税資金等）」および「住宅・消費（割賦返済分）」の「貸出件数」、「貸出額」、うち「設備資金」に含めて記入して下さい（ただし、受託した住宅貸付債権についてはこれらに含める必要はありません）。

ー 住宅ローン債権の信託を設定し、その信託受益権（一部）を買い戻した場合は、その分を調査表の「個人（住宅・消費・納税資金等）」および「住宅・消費（割賦返済分）」の「貸出額」、うち「設備資金」に含めて記入して下さい。

（注）貸出件数に該当するのは、住宅貸付債権の口数であり、住宅抵当証書の枚数ではありません。

⑳ 海外円借款、国内店名義現地貸（業種番号63）

海外円借款および国内店名義現地貸^{(注1)(注2)}はいずれも非居住者に対する貸付であり、

貸出先の業種による分類は行わず、この分類で一括処理します。つまり、この分類も、前記の「個人」同様に「日本標準産業分類」とは関係なく、分析上の必要性から設けられた大分類です。

「海外円借款」とは、通常、国際協力機構に協調融資を行う市中銀行が外国政府等に円建てで貸付けるいわゆる直接借款のほか、政府ベースの交換公文に基づく円建てローンも含まれます。

「国内店名義現地貸」は、金融機関の国内本支店が非居住者に対して外貨または円貨で貸付を行う場合を指します。

また、いわゆる外貨建てインパクトローンとの違いについては、ご留意下さい。外貨建てインパクトローンは、金融機関が居住者に対して行う外貨建て貸出のことであり、非居住者を貸出先とする現地貸とはまったく異なります。このような外貨建てインパクトローンは、円換算のうえ、通常の業種区分にしたがってそれぞれの業種に分類します。なお、ユーロ円インパクトローンは、海外店勘定国内向けの貸出に計上して下さい。

(注1) 国内店名義現地貸は、かつて外国為替勘定で計理していましたが、1964年2月以降貸出金勘定に計上するようになったため、本統計調査では同4月以降に海外円借款と合わせ、この分類で処理することになったものです。

(注2) 前述のとおり、本項目での貸出はすべて非居住者＝外国向けとなるため、海外店勘定国内向け調査表では当該欄に計数を記入しないようお願い致します。

なお、日本国内にある外国大使館に対して海外店勘定から貸出を行うケースなどについても、外国大使館は、外国の領土と同様の扱いすなわち外国向けとして扱うことから、海外店勘定国内向けの貸出計数には含まれませんので、ご留意下さい。

【その他】

・中央政府（共調1－3のみ）

日本国政府の一般会計、および特別会計^(注)向けの貸出を分類して下さい。月末残高のみをご記入下さい。

(注) 特別会計とは、「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」(財政法第13条)に、国の一般の歳入歳出(一般会計)と区分して整理するために設置される会計です。

【参考】

参一① 持株会社

持株会社については、「学研究、専門・技術サービス業」ではなく、主要な傘下子会社の属する業種に分類して下さい。

参一② 独立行政法人

独立行政法人については、中央政府ではなく、通常の法人と同じように各事業所の主な業務内容に応じて分類して下さい。なお、別表(1)付表に分類例を掲げてありますので、参考にして下さい。

参一③ 日本郵政株式会社およびその傘下会社

ゆうちょ銀行、日本郵政株式会社は「金融業、保険業」（中分類「銀行業、協同組織金融業」）に、かんぽ生命保険は「金融業、保険業」（中分類「保険業」）に、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は「金融業、保険業」（中分類「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」）に分類して下さい。また、日本郵便株式会社は「運輸業、郵便業」に、簡易郵便局については、「その他のサービス」に分類して下さい。

参一④ 信託会社（事業会社）

信託会社については、取り扱う資産の種類に応じて分類して下さい。具体的には以下のとおりとなります。

- a. 主として、不動産を取り扱う場合は、「不動産業」に含めて下さい。
 - b. その他の資産（貸出金や有価証券、金銭債権などの金融資産のほか、知的財産権等を含む）を取り扱う場合は、「金融業、保険業」に含めて下さい。
- なお、信託受益権販売業者については、「金融業、保険業」に分類して下さい。

（５）資金使途別区分（共調１－３、共調２１）

（イ）資金使途別区分の基準

- ① 「預金、現金、貸出金調査表」（共調１－３）および「業種別貸出金調査表」（共調２１）では、各業種について企業規模別に貸出金の使途を調査し、調査表には、そのうちの設備資金の貸出残高のみ記入します^(注)。

（注）運転資金は、総計から差し引いて算出できるため記入を要しません。

- ② 「設備資金」とは、耐用年数がおおむね１年以上の有形固定資産、すなわち土地、建物、構築物、機械装置および車輛運搬具等の購入、造成、建設、改良および補修等に要する資金をいいます。これは通常、企業会計における貸借対照表の有形固定資産勘定^(注)に計上されるものです。したがって、長期の投資資金であっても、無形資産（漁業権等）や有価証券等（企業買収関連を含む）の購入資金は「設備資金」に含まれません。

（注）建設仮勘定、仮払金等に一時的に計上される場合を含みます。

- ③ 「運転資金」には、上記②の設備資金以外の資金をすべて含みます。調査表上には記載しませんが、総貸出残高から設備資金を差し引いたものが運転資金となります。

（ロ）資金使途別区分に関する留意事項

- ① 「不動産業」については、貸ビル、貸家建設用地資金など賃貸を目的とする場合は「設備資金」とし、分譲土地購入および分譲住宅建設用資金は「運転資金」とします。
- ② 「物品賃貸業」については、賃貸用機械、車輛などの購入資金は「設備資金」とします。

- ③ 「個人（住宅・消費・納税資金等）」および「住宅・消費（割賦返済分）」における「設備資金」は、住宅資金 ^(注)のみです。住宅資金には、個人住宅の新築、増築、改築および修繕、建て売り住宅購入のほか、宅地のみの購入も含めます。なお、住宅の大幅な改築を伴う場合のソーラーローン、造園資金、別荘購入資金も住宅資金として計上して下さい。「消費・住宅（割賦返済分）」の「運転資金」には、消費財（乗用車、電化製品等）やサービス（教育、電話架設、結婚、旅行、医療等）の購入資金が含まれます。そのほか、ゴルフ会員権（投資目的を除く）、浄化槽ローン、霊園購入ローン、車検ローンも運転資金として計上して下さい。

(注) 1973年8月調査までは、自動車、ピアノ等耐久消費財の購入資金も設備資金としていましたが、それ以降は住宅資金のみに限定しました。

- ④ 1件の貸出金の使途が設備資金と運転資金の両方にわたっているときは、そのうちのいずれか（たとえばウェイトの高い方）によることなく、必ず設備資金分と運転資金分とに分けるようにして下さい。

(6) 企業規模別区分（共調1－3、共調21）

(イ) 調査対象となる金融機関

企業規模区分の調査の対象は、国内銀行に限られており、そのほかの金融機関は調査対象となっておりません。

(ロ) 企業規模別区分の基準

企業規模区分は、資本金および常用する従業員数を基準としています。

「資本金」は、払込資本金で株式会社のように貸借対照表上正式に資本金とされているもののほか、財団法人や組合、独立行政法人等における出資金、基金、基本財産等、その名称の如何にかかわらず、会社の「資本金」に準ずる性質のものをすべて含みます。以下、これらのものを含めて単に「資本金」ということとします。

本統計調査では企業規模区分について次のとおり「中小企業」、「中堅企業」、「大企業」に区分しています。

(業種別企業規模区分一覧)

業種分類	中小企業	中堅企業	大企業
製造業等（下記以外の全ての業種）	資本金3億円以下または常用従業員300人以下	資本金3億円超10億円未満、かつ、常用従業員300人超	資本金10億円以上、かつ、常用従業員300人超
「卸売業」	資本金1億円以下または常用従業員100人以下	資本金1億円超10億円未満、かつ、常用従業員100人超	資本金10億円以上、かつ、常用従業員100人超

「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、「その他のサービス」	資本金50百万円以下 または常用従業員100人以下	資本金50百万円超10億円未満、かつ、常用従業員100人超	資本金10億円以上、かつ、常用従業員100人超
「小売業」、「飲食業」	資本金50百万円以下 または常用従業員50人以下	資本金50百万円超10億円未満、かつ、常用従業員50人超	資本金10億円以上、かつ、常用従業員50人超
「個人（住宅・消費・納税資金等）」、「住宅・消費（割賦返済分）」、「カードローン等」、「個人による貸家業」	全て中小企業とみなす	——	——
「地方公共団体」、「都道府県・市町村」、「海外円借款」	——	——	全て大企業とみなす

① 中小企業の範囲は、原則として中小企業基本法第2条「中小企業者の範囲及び用語の定義」(注)に定める資本金および常用従業員数を基準としています。なお、「個人（住宅・消費・納税資金等）」、「住宅・消費（割賦返済分）」、「カードローン等」、「個人による貸家業」は中小企業とはいえませんが、便宜上この区分に分類します。

② 「地方公共団体」、「都道府県・市町村」および「海外円借款、国内店名義現地貸」のうち「海外円借款」については、便宜上すべて大企業に分類します。

(注) 中小企業基本法の改正に伴い、企業規模別区分の定義は、2000年4月計数分より変更されています。なお、2000年3月以前の定義は以下の通りです。

① 中小企業…資本金1億円（「卸売業」は30百万円、「小売業」、「飲食店」、「サービス業」は10百万円）以下、または、常用従業員300人（「卸売業」は100人、「小売業」、「飲食店」、「サービス業」は50人）以下

② 中堅企業…資本金1億円超10億円未満（「卸売業」は30百万円超10億円未満、「小売業」、「飲食店」、「サービス業」は10百万円超10億円未満）、かつ、常用従業員300人（「卸売業」は100人、「小売業」、「飲食店」、「サービス業」は50人）超

③ 大企業…資本金10億円以上、かつ、常用従業員300人（「卸売業」は100人、「小売業」、「飲食店」、「サービス業」は50人）超

(ハ) 企業規模別区分に関する留意事項

① 本統計調査では、資本金3億円以下（「卸売業」は1億円以下、「小売業」、「飲食業」、「物品賃貸業」等は50百万円以下）は中小企業に分類される一方、資本金10億円以上（かつ、従業員数が中小企業の基準に該当しない場合）は大企業に分類されます。この点は、法人企業統計などが、資本金区分の基準のとり方を、下位の金額から順次「～円以上～円未満」と区切る方式にしているのとは相違しています。

② 個人企業、共同経営、匿名組合等についても資本金額の判明するものは、前述（ロ）の区分により分類します。しかし、実際上は資本金額の把握が困難なケースも多いため、その場合は常用従業員が300人（「卸売業」、「物品賃貸業」等は100人、「小売業」、「飲

食業」は 50 人) 以下のものは「中小企業」に、常用従業員がこれを超えるものは「中堅企業」に含める扱いとします。

③ 取引先が増資または減資を行なったため、企業規模区分に変動が生じた場合には、その都度、新しい企業規模区分に分類し直します。従来の企業規模区分に変動が生じていないかどうか、定期的に点検して下さい。

④ 貸出先が支店・工場等の事業所の場合にも、その企業全体の資本金および常用従業員数によります。

(7) 都道府県区分 (共調 2)

都道府県については、貸出店舗がいずれの都道府県に属するかを基準として定めます。

たとえば、鹿児島県所在の〇〇銀行〇〇支店が、宮崎県所在の××会社××工場に貸出をしたような場合には、貸出先の宮崎県ではなく、貸出店舗のある鹿児島県の貸出として計上することになります。

別表（１） 業種別貸出金調査表の業種分類一覧表

業 種 番 号	業 種 分 類	主 要 業 種
2 1	製造業	「０１食料」～「２０その他の製造業」の１５中分類の合計
0 1	食料	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品、その他の畜産食料品、水産缶詰・瓶詰、海藻加工、水産練製品、塩干・塩蔵品、冷凍水産物、冷凍水産食品、その他の水産食料品、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品、野菜漬物、味噌、しょう油・食用アミノ酸、ソース、食酢、その他の調味料、砂糖、砂糖精製、でんぷん糖類、精米・精麦、小麦粉、その他の精穀・製粉、パン、生菓子、ビスケット類・干菓子、米菓、その他のパン・菓子、動植物油脂（食用油脂加工業を除く）、食用油脂加工、でんぷん、めん類、豆腐・油揚げ、あん類、冷凍調理食品、そう（惣）菜、すし・弁当・調理パン、レトルト食品、他に分類されない食料品、清涼飲料、果実酒、発泡性酒類、清酒、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類、製茶、コーヒー、製氷、たばこ、葉たばこ処理、配合飼料、単体飼料、有機質肥料
0 2	繊維	製糸、化学繊維、炭素繊維、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、ねん糸、かさ高加工糸、その他の紡績、綿・スフ織物、絹・人絹織物、毛織物、麻織物、細幅織物、その他の織物、丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地、綿・スフ・麻織物機械染色、絹・人絹織物機械染色、毛織物機械染色整理、織物整理、織物手加工染色整理、綿状繊維・糸染色整理、ニット・レース染色整理、繊維雑品染色整理、綱、漁網、網地、レース、組ひも、整毛、フェルト・不織布、上塗りした織物・防水した織物、その他の繊維粗製品、織物製成人男子・少年服、織物製成人女子・少女服、織物製乳幼児服、織物製シャツ、織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服、ニット製外衣、ニット製アウターシャツ類、セーター類、その他の外衣・シャツ、織物製下着、ニット製下着、織物製・ニット製寝着類、補整着、和装製品、ネクタイ、スカーフ・マフラー・ハンカチーフ、靴下、手袋、帽子（帽体を含む）、他に分類されない衣服・繊維製身の回り品、寝具、毛布、じゅうたん・その他の繊維製床敷物、帆布製品、繊維製袋、刺しゅう、タオル、繊維製衛生材料、他に分類されない繊維製品
0 3	木材・木製品	一般製材、単板（ベニヤ）、木材チップ、その他の特殊製材、造作材、合板、集成材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、繊維板、銘木、床板、竹・とう・きりゅう等容器、木箱、たる・おけ、木材薬品処理、コルク加工基礎資材・コルク製品、他に分類されない木製品（竹、とうを含む）、木製家具（漆塗りを除く）、金属製家具、マットレス・組スプリング、宗教用具、建具、事務所用・店舗用装備品、窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等、鏡縁・額縁、他に分類されない家具・装備品
0 4	パルプ・紙	パルプ、洋紙、板紙、機械すき和紙、手すき和紙、塗工紙、段ボール、壁紙・ふすま紙、事務用・学用紙製品、日用紙製品、その他の紙製品、重包装紙袋、角底紙袋、段ボール箱、紙器、その他のパルプ・紙・紙加工品

業 種 番 号	業 種 分 類	主 要 業 種
8 1	印刷	オフセット印刷、オフセット印刷以外の印刷、紙以外の印刷、製版、製本、印刷物加工、印刷関連サービス
0 8	化学	窒素質・りん酸質肥料、複合肥料、その他の化学肥料、ソーダ工業、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、その他の無機化学工業製品、石油化学系基礎製品（一貫して生産される誘導品を含む）、脂肪族系中間物（脂肪族系溶剤を含む）、発酵工業、環式中間物・合成染料・有機顔料、プラスチック、合成ゴム、その他の有機化学工業製品、脂肪酸・硬化油・グリセリン、石けん・合成洗剤、界面活性剤、塗料、印刷インキ、洗浄剤・磨用剤、ろうそく、医薬品原薬、医薬品製剤、生物学的製剤、生薬・漢方製剤、動物用医薬品、仕上用・皮膚用化粧品（香水、オーデコロンを含む）、頭髮用化粧品、その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品、火薬類、農薬、香料、ゼラチン・接着剤、写真感光材料、天然樹脂製品・木材化学製品、試薬、他に分類されない化学工業製品
0 9	石油・石炭	石油精製、潤滑油・グリース、コークス、舗装材料、その他の石油製品・石炭製品
1 0	窯業・土石	板ガラス、板ガラス加工、ガラス製加工素材、ガラス容器、理化学用・医療用ガラス器具、卓上用・ちゅう房用ガラス器具、ガラス繊維・同製品、その他のガラス・同製品、セメント、生コンクリート、コンクリート製品、その他のセメント製品、粘土がわら、普通れんが、その他の建設用粘土製品、衛生陶器、食卓用・ちゅう房用陶磁器、陶磁器製置物、電気用陶磁器、理化学用・工業用陶磁器、陶磁器製タイル、陶磁器絵付、陶磁器用はい（坏）土、その他の陶磁器・同関連製品、耐火れんが、不定形耐火物、その他の耐火物、炭素質電極、その他の炭素・黒鉛製品、研磨材、研削と石、研磨布紙、その他の研磨材・同製品、碎石、再生骨材、人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎等処理、ロックウール・同製品、石こう（膏）製品、石灰、鋳型（中子を含む）、他に分類されない窯業・土石製品
1 1	鉄鋼	高炉による製鉄、高炉によらない製鉄、フェロアロイ、製鋼・製鋼圧延、熱間圧延、冷間圧延、冷間ロール成型形鋼、鋼管、伸鉄、磨棒鋼、引抜鋼管、伸線、その他の製鋼を行わない鋼材、亜鉛鉄板、その他の表面処理鋼材、銑鉄铸件、可鍛铸铁、鋳鋼、鍛工品、鍛鋼、鉄鋼シャースリット、鉄スクラップ加工処理、鋳鉄管、他に分類されない鉄鋼
1 2	非鉄金属	銅第1次製錬・精製、亜鉛第1次製錬・精製、その他の非鉄金属第1次製錬・精製、鉛第2次製錬・精製、アルミニウム第2次製錬・精製、その他の非鉄金属第2次製錬・精製、伸銅品、アルミニウム・同合金圧延、その他の非鉄金属・同合金圧延、電線・ケーブル、光ファイバケーブル、銅・同合金铸件、非鉄金属铸件、アルミニウム・同合金ダイカスト、非鉄金属ダイカスト、非鉄金属鍛造品、核燃料、他に分類されない非鉄金属

業 種 番 号	業 種 分 類	主 要 業 種
1 3	金属製品	ブリキ缶・その他のめっき板等製品、洋食器、機械刃物、利器工匠具・手道具、作業工具、手引のこぎり・のこ刃、農業用器具（農業用機械を除く）、その他の金物類、配管工事用附属品（バルブ、コックを除く）、ガス機器・石油機器、温風・温水暖房装置、その他の暖房・調理装置（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）、鉄骨、建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、建築用金属製品、製缶板金、アルミニウム・同合金プレス製品、金属プレス製品、粉末や金製品、金属製品塗装、溶融めっき、金属彫刻、電気めっき、金属熱処理、その他の金属表面処理、くぎ、その他の金属線製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、金庫、金属製スプリング、他に分類されない金属製品
6 4	はん用・生産用・業務用機械	ボイラ、蒸気機関・タービン・水力タービン、はん用内燃機関、その他の原動機、ポンプ・同装置、空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、油圧・空圧機器、動力伝導装置、エレベータ・エスカレータ、物流運搬設備、工業窯炉（燃焼炉）、冷凍機・温湿調整装置、消火器具・消火装置、弁・同附属品、パイプ加工・パイプ附属品加工、玉軸受・ころ軸受、ピストンリング、他に分類されないはん用機械・装置、各種機械・同部分品製造修理、農業用機械、建設機械・鉱山機械、化学繊維機械・紡績機械、製織機械・編組機械、染色整理仕上機械、繊維機械部分品・取付具・附属品、縫製機械、食品機械・同装置、木材加工機械、パルプ装置・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装・荷造機械、鋳造装置、化学機械・同装置、プラスチック加工機械・同附属装置、金属工作機械、金属加工機械、金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品、機械工具、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、金属用金型・同部分品・附属品、非金属用金型・同部分品・附属品、真空装置・真空機器、ロボット、他に分類されない生産用機械・同部分品、複写機、その他の事務用機械器具、サービス用機械器具、娯楽用機械、自動販売機、その他のサービス用・娯楽用機械器具、体積計、はかり、圧力計・流量計・液面計等、精密測定器、分析機器、試験機、測量機械器具、理化学機械器具、その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、医療用機械器具、歯科用機械器具、医療用品、歯科材料、顕微鏡・望遠鏡等、写真機・映画用機械・同附属品、光学機械用レンズ・プリズム、武器
1 5	電気機械	電子管、光電変換素子、半導体素子、集積回路、液晶パネル・フラットパネル、抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品、音響部品・磁気ヘッド・小形モーター、コネクタ・スイッチ・リレー、半導体メモリメディア、光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電子回路基板、電子回路実装基板、電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット、その他のユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電機・電動機・その他の回転電気機械、変圧器類、電力開閉装置、配電盤・電力制御装置、配線器具・配線附属品、電気溶接機、内燃機関電装品、電気炉・電熱装置、その他の産業用電気機械器具、ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、衣料衛生関連

業 種 番 号	業 種 分 類	主 要 業 種
1 5 (続き)	電気機械 (続き)	機器、その他の民生用電気機械器具、電球、電気照明器具、蓄電池、一次電池（乾電池、湿電池）、X線装置、医療用電子応用装置、その他の電子応用装置、電気計測器、工業計器、医療用計測器、その他の電気機械器具、有線通信機械器具、スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機、無線通信機械器具、ラジオ受信機・テレビジョン受信機、交通信号保安装置、その他の通信機械器具・同関連機械器具、ビデオ機器、デジタルカメラ、電気音響機械器具、電子計算機、パーソナルコンピュータ、外部記憶装置、印刷装置、表示装置、その他の附属装置
1 8	輸送用機械	自動車（二輪自動車を含む）、自動車車体・附随車、自動車部分品・附属品、鉄道車両、鉄道車両用部分品、船舶製造・修理、船体ブロック、舟艇製造・修理、船用機関、航空機、航空機用原動機、その他の航空機部分品・補助装置、フォークリフトトラック・同部分品・附属品、その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品、自転車・同部分品、他に分類されない輸送用機械器具
2 0	その他の製造業	プラスチック板・棒、プラスチック管、プラスチック継手、プラスチック異形押出製品、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工、プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工、電気機械器具用プラスチック製品、輸送機械器具用プラスチック製品、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品加工、軟質プラスチック発泡製品、硬質プラスチック発泡製品、強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽等、発泡・強化プラスチック製品加工、プラスチック成形材料、廃プラスチック製品、プラスチック製日用雑貨・食卓用品、プラスチック製容器、他に分類されないプラスチック製品、他に分類されないプラスチック製品加工、自動車タイヤ・チューブ、その他のタイヤ・チューブ、ゴム製履物・同附属品、プラスチック製履物・同附属品、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、ゴム引布・同製品、医療・衛生用ゴム製品、ゴム練生地、更生タイヤ、再生ゴム、他に分類されないゴム製品、なめし革、工業用革製品、革製履物用材料・同附属品、革製履物、革製手袋、かばん、袋物、ハンドバッグ、毛皮、その他のなめし革製品、貴金属・宝石製装身具製品、貴金属・宝石製装身具附属品・同材料加工、その他の貴金属製品、装身具・装飾品、造花・装飾用羽毛、ボタン、針・ピン・ホック・スナップ・同関連品、その他の装身具・装飾品、時計・同部分品、ピアノ、その他の楽器・楽器部品・同材料、娯楽用具・がん具、人形、運動用具、万年筆・ペン類・鉛筆、毛筆・絵画用品、その他の事務用品、漆器、麦わら・パナマ類帽子・わら工品、畳、うちわ・扇子・ちょうちん、ほうき・ブラシ、喫煙用具、その他の生活雑貨製品、煙火、看板・標識機、パレット、モデル・模型、工業用模型、情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）、眼鏡、他に分類されないその他の製造業

業 種 番 号	業 種 分 類	主 要 業 種
8 6	農業、林業	米作、米作以外の穀作、野菜作（きのこ類の栽培を含む）、果樹作、花き作、工芸農作物、ばれいしょ・かんしょ作、その他の耕種、酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業、畜産類似業、養蚕農業、その他の畜産農業、穀作サービス業、野菜作・果樹作サービス業、穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業、畜産サービス業、園芸サービス業、育林業、素材生産業、製薪炭業、その他の特用林産物生産業、育林サービス業、素材生産サービス業、山林種苗生産サービス業、その他の林業サービス業、その他の林業
2 4	漁業	底びき網漁業、まき網漁業、刺網漁業、釣・はえ縄漁業、定置網漁業、地びき網・船びき網漁業、採貝・採藻業、捕鯨業、その他の海面漁業、内水面漁業、魚類養殖業、貝類養殖業、藻類養殖業、真珠養殖業、種苗養殖業、その他の海面養殖業、内水面養殖業
2 5	鉱業、採石業、砂利採取業	金・銀鉱業、鉛・亜鉛鉱業、鉄鉱業、その他の金属鉱業、石炭鉱業（石炭選別業を含む）、亜炭鉱業、原油鉱業、天然ガス鉱業、花こう岩・同類似岩石採石業、石英粗面岩・同類似岩石採石業、安山岩・同類似岩石採石業、大理石採石業、ぎょう灰岩採石業、砂岩採石業、粘板岩採石業、砂・砂利・玉石採取業、その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業、耐火粘土鉱業、ろう石鉱業、ドロマイト鉱業、長石鉱業、けい石鉱業、天然けい砂鉱業、石灰石鉱業、その他の窯業原料用鉱物鉱業、酸性白土鉱業、ベントナイト鉱業、けいそう土鉱業、滑石鉱業、他に分類されない鉱業
2 6	建設業	一般土木建築工事業、土木工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業、型枠大工工事業、とび工事業、土工・コンクリート工事業、特殊コンクリート工事業、鉄骨工事業、鉄筋工事業、石工工事業、れんが工事業、タイル工事業、コンクリートブロック工事業、左官工事業、金属製屋根工事業、板金工事業、建築金物工事業、塗装工事業、道路標示・区画線工事業、床工事業、内装工事業、ガラス工事業、金属製建具工事業、木製建具工事業、屋根工事業、防水工事業、解体・はつり工事業、他に分類されない職別工事業、一般電気工事業、電気配線工事業、電気通信工事業、有線テレビジョン放送設備設置工事業、信号装置工事業、一般管工事業、冷暖房設備工事業、給排水・衛生設備工事業、その他の管工事業、機械器具設置工事業、昇降設備工事業、築炉工事業、熱絶縁工事業、道路標識設置工事業、さく井工事業
2 9	電気・ガス・熱供給・水道業	発電業、送配電業、電気小売業、電気卸供給業、ガス製造業、ガス導管業、ガス小売業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業、下水道管路施設維持管理業 (注) 自家用発電の事業所も含まれる

業 種 番 号	業 種 分 類	主 要 業 種
7 4	情報通信業	公共放送業、テレビジョン放送業、ラジオ放送業、衛星放送業、その他の民間放送業、有線テレビジョン放送業、有線ラジオ放送業、受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、ゲームソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、市場調査・世論調査・社会調査業、その他の情報処理・提供サービス業、ポータルサイト・サーバ運營業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業、映画・ビデオ制作業、テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業、映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業、レコード制作業、ラジオ番組制作業、新聞業、出版業、広告制作業、ニュース供給業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
6 8	通信業	地域電気通信業、長距離電気通信業、有線放送電話業、その他の固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業
7 5	運輸業、郵便業	普通鉄道業、軌道業、地下鉄道業、モノレール鉄道業、案内軌条式鉄道業、鋼索鉄道業、索道業、その他の鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、特定旅客自動車運送業、他に分類されない道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特別積合せ貨物運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航旅客海運業、外航貨物海運業、沿海旅客海運業、沿海貨物海運業、港湾旅客海運業、河川水運業、湖沼水運業、船舶貸渡業、内航船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、利用運送業、運送取次業、運送代理店、こん包業、組立こん包業、鉄道施設提供業、道路運送固定施設業、自動車ターミナル業、貨物荷扱固定施設業、棧橋泊きょ業、飛行場業、海運仲立業、レッカー・ロードサービス業、他に分類されない運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）
4 0	卸売業	各種商品卸売業、その他の各種商品卸売業、繊維原料卸売業、糸卸売業、織物卸売業、男子服卸売業、婦人・子供服卸売業、下着類卸売業、その他の衣服卸売業、寝具類卸売業、靴・履物卸売業、かばん・袋物卸売業、その他の身の回り品卸売業、米麦卸売業、雑穀・豆類卸売業、野菜卸売業、果実卸売業、食肉卸売業、生鮮魚介卸売業、その他の農畜産物・水産物卸売業、砂糖・味そ・しょう油卸売業、酒類卸売業、乾物卸売業、菓子・パン類卸売業、飲料卸売業、茶類卸売業、牛乳・乳製品卸売業、その他の食料・飲料卸売業、木材・竹材卸売業、セメント卸売業、板ガラス卸売業、建築用金属製品卸売業、その他の建築材料卸売業、塗料卸売業、プラスチック卸売業、その他の化学製品卸売業、石油卸売業、鉱物卸売業、鉄鋼粗製品卸売業、鉄鋼一次製品卸売業、その他の鉄鋼製品卸売業、非鉄金属地金卸売業、非鉄金属製品卸売業、空瓶・空缶等空容器卸売業、鉄スクラップ卸売業、非鉄金属スクラップ卸売業、古紙卸売業、その他の再生資源卸売業、農業用機械器具卸売業、建設機械・鉱山機械卸売業、金属加工機械卸売業、事務用機械器具卸売業、その他の

業 種 番 号	業 種 分 類	主 要 業 種
4 0 (続き)	卸売業 (続き)	産業機械器具卸売業、自動車卸売業（二輪自動車を含む）、自動車部分品・附属品卸売業、自動車中古部品卸売業、家庭用電気機械器具卸売業、電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）、輸送用機械器具卸売業、計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業、医療用機械器具卸売業、家具・建具卸売業、荒物卸売業、畳卸売業、室内装飾繊維品卸売業、陶磁器・ガラス器卸売業、その他のじゅう器卸売業、医薬品卸売業、医療用品卸売業、化粧品卸売業、合成洗剤卸売業、紙卸売業、紙製品卸売業、金物卸売業、肥料・飼料卸売業、スポーツ用品卸売業、娯楽用品・がん具卸売業、たばこ卸売業、ジュエリー製品卸売業、書籍・雑誌卸売業、代理商、仲立業、他に分類されないその他の卸売業
4 3	小売業	百貨店、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店、その他の各種商品小売業、呉服・服地小売業、寝具小売業、男子服小売業、婦人服小売業、子供服小売業、靴小売業、履物小売業、かばん・袋物小売業、下着類小売業、洋品雑貨・小間物小売業、他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業、食料品スーパーマーケット、その他の各種食料品小売業、野菜小売業、果実小売業、食肉小売業、卵・鳥肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子小売業、パン小売業、牛乳小売業、飲料小売業、茶類小売業、料理品小売業、米穀類小売業、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業、乾物小売業、他に分類されない飲食料品小売業、自動車（新車）小売業、中古自動車小売業、自動車部分品・附属品小売業、二輪自動車小売業、自転車小売業、電気機械器具小売業、電気事務機械器具小売業、中古電気製品小売業、その他の機械器具小売業、家具小売業、建具小売業、畳小売業、宗教用具小売業、金物小売業、荒物小売業、陶磁器・ガラス器小売業、他に分類されないじゅう器小売業、医薬品小売業、薬局、化粧品小売業、農業用機械器具小売業、苗・種子小売業、肥料・飼料小売業、ガソリンスタンド、燃料小売業、書籍・雑誌小売業、古本小売業、新聞小売業、紙・文房具小売業、スポーツ用品小売業、がん具・娯楽用品小売業、楽器小売業、写真機・写真材料小売業、時計・眼鏡・光学機械小売業、たばこ・喫煙具専門小売業、花・植木小売業、建築材料小売業、ジュエリー製品小売業、ペット・ペット用品小売業、骨とう品小売業、中古品小売業（骨とう品を除く）、他に分類されないその他の小売業、無店舗小売業（各種商品小売）、無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売）、無店舗小売業（飲食料品小売）、無店舗小売業（機械器具小売）、無店舗小売業（その他の小売）、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業

業 種 番 号	業 種 分 類	主 要 業 種
4 9	金融業、保険業	短資会社、手形交換所、外国貨幣両替業、信用保証協会、農林漁業信用基金、信用保証会社、全国農協保証センター、整理回収機構、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構、公共工事前払金保証会社、前払式証票発行業、債権管理回収業、金融商品取引所、商品取引所、銀行等保有株式取得機構、民間都市開発推進機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、地域経済活性化支援機構、信託会社（運用・管理する資産が主として貸出金、有価証券、金銭債権）、信託受益権販売業、金融商品仲介業、信託契約代理業、その他の金融代理業等
8 7	銀行業、協同組織金融業	銀行（銀行の信託勘定＜信託口を含む＞、在日外銀、ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫および同連合会、信用事業を行う農業協同組合および同連合会、信用事業を行う漁業協同組合および同連合会、農林中央金庫、信用協同組合および同連合会、商工組合中央金庫、これら金融機関の持株会社（日本郵政株式会社を含む）
4 6	金融商品取引業、商品先物取引業	証券会社、抵当証券業者、金融先物取引業者、商品投資販売業者、投資助言・代理業者、証券投資顧問業者、投資運用業者、ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、農業法人投資育成会社、証券保管振替機関、金融商品取引清算機関、証券代行業者、商品取引員、商品投資顧問業者、商品先物取引業者、産業革新投資機構
4 7	保険業	生命保険業、郵便保険業（かんぽ生命保険を含む）、生命保険再保険業、その他の生命保険業、損害保険業、損害保険再保険業、その他の損害保険業、共済事業（各種災害補償法によるもの）、共済事業（各種協同組合法等によるもの）、少額短期保険業、生命保険媒介業、損害保険代理業、共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業、保険料率算出団体、損害査定業、その他の保険サービス業
6 6	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	消費者向け貸金業者、事業者向け貸金業者、手形割引業者、日賦貸金業者、質屋、クレジットカード会社、信販会社（クレジットカード業のもの）、各種チケット団体（同左）、割賦金融業者、日本政策金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体金融機構、住宅金融支援機構、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、中小企業基盤整備機構、福祉医療機構、東日本大震災事業者再生支援機構、住宅金融業者、住宅無尽会社、証券金融会社、ファクタリング業者（売掛債権買取業のもの）、債権流動化や企業買収のための株式取得等を目的とする特別目的会社（SPC）等
5 0	不動産業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、貸事務所業、土地賃貸業、その他の不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業、不動産投資法人
8 9	不動産流動化等を目的とするSPC	不動産流動化等を目的とする特別目的会社（SPC）

業 種 番 号		業 種 分 類	主 要 業 種
	9 6	個人による貸家業	個人への賃貸用住宅の建築・購入資金向け貸出（いわゆるアパートローン等）
	6 7	不動産関連地方公社等	住宅供給公社、土地開発公社、地域振興協会、観光開発公社、空港周辺整備機構、都市再生機構、日本勤労者住宅協会等
5 1		物品賃貸業	総合リース業、その他の各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、電子計算機・同関連機器賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、映画・演劇用品賃貸業、音楽・映像記録物質賃貸業、貸衣しょう業、他に分類されない物品賃貸業
9 7		学術研究、専門・技術サービス業	理化学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所、人文・社会科学研究所、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述家業、芸術家業、経営コンサルタント業、興信所、翻訳業、通訳業、通訳案内業、不動産鑑定業、他に分類されない専門サービス業、広告業、獣医業、建築設計業、測量業、その他の土木建築サービス業、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業、一般計量証明業、環境計量証明業、その他の計量証明業、写真業、商業写真業、その他の技術サービス業
5 2		宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、会社・団体の宿泊所、リゾートクラブ、他に分類されない宿泊業
4 4		飲食業	食堂、レストラン、日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、その他の専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼き・焼きそば・たこ焼店、他に分類されない飲食店、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業、施設給食業
9 8		生活関連サービス業、娯楽業	普通洗濯業、洗濯物取次業、リネンサプライ業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、洗張・染物業、エステティック業、リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く）、ネイルサービス業、他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、旅行業者代理業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬業、墓地管理業、葬儀業、結婚式場業、冠婚葬祭互助会、食品貸加工業、結婚相談業、結婚式場紹介業、写真プリント、現像・焼付業、他に分類されないその他の生活関連サービス業、映画館、劇場、興行場、劇団、楽団、舞踏団、演芸・スポーツ等興行団、競輪場、競馬場、自動車・モーターボートの競走場、競輪競技団、競馬競技団、自動車・モーターボートの競技団、スポーツ施設提供業、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バットニング・テニス練習場、フィットネスクラブ、公園、遊園地、テーマパーク、ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、その他の遊戯場、ダンスホール、マリナー業、遊漁船業、芸ぎ業、カラオケボックス業、娯楽に附帯するサービス業、他に分類されない娯楽業

業 種 番 号	業 種 分 類	主 要 業 種
7 8	教育、学習支援業	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、高等教育機関の支援機関、公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、幼保連携型認定こども園、青少年教育施設、社会通信教育、その他の社会教育、職員教育施設・支援業、職業訓練施設、その他の職業・教育支援施設、学習塾、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、その他の教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業
7 7	医療・福祉 〔右の業種のほかに「5 5 医療・保健衛生」も含みます。〕	社会保険事業団体、福祉事務所、保育所、その他の児童福祉事業、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、通所・短期入所介護事業、訪問介護事業、認知症老人グループホーム、有料老人ホーム、その他の老人福祉・介護事業、居住支援事業、その他の障害者福祉事業、更生保護事業、他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業、日本年金機構
5 5	医療・保健衛生	一般病院、精神科病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、助産所、看護業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、療術業、歯科技工所、その他の医療に附随するサービス業、保健所、結核健康相談施設、精神保健相談施設、母子健康相談施設、その他の健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）、検査業、他に分類されない保健衛生
7 9	その他のサービス 〔右の業種のほかに「8 0 各種団体」も含みます。〕	簡易郵便局、その他の郵便局受託業、農業協同組合（他に分類されないもの）、漁業協同組合（他に分類されないもの）、水産加工業協同組合（他に分類されないもの）、森林組合（他に分類されないもの）、事業協同組合（他に分類されないもの）、し尿収集運搬業、し尿処分業、浄化槽清掃業、浄化槽保守点検業、ごみ収集運搬業、ごみ処分業、清掃事務所、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業、死亡獣畜取扱業、他に分類されない廃棄物処理業、自動車一般整備業、その他の自動車整備業、一般機械修理業、建設・鉱山機械整備業、電気機械器具修理業、表具業、家具修理業、時計修理業、履物修理業、かじ業、他に分類されない修理業、職業紹介業、労働者派遣業、速記・ワープロ入力業、複写業、ビルメンテナンス業、その他の建物等維持管理業、警備業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、看板書き業、コールセンター業、ペストコントロール業、他に分類されないその他の事業サービス業、集会場、と畜場、他に分類されないサービス業、その他の外国公務（各国大使館を除く国際機関等の事業所）
8 0	各種団体	実業団体、同業団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体、神社、神道教教会、教派事務所、寺院、仏教教会、宗派事務所、キリスト教教会、修道院、教団事務所、その他の宗教の教会、その他の宗教の教団事務所

業 種 番 号	業 種 分 類	主 要 業 種
6 1	地方公共団体	地方公共団体（普通会計、公営企業会計）向け貸出
7 0	都道府県・市町村	地方公共団体（普通会計、公営企業会計）向け貸出から地方公営企業（公営企業会計） ^(注) を除いたもの (注) 「地方公営企業」の定義については、Ⅲ－３－１４頁の⑱地方公共団体の項参照
6 2	個人（住宅・消費・納税資金等）	個人への非事業資金（住宅資金、消費資金、納税資金等）貸付（割賦返済分と非割賦返済分の合算、カードを利用した貸出を含む）で、個人企業に対する貸出等は含まない
7 1	住宅・消費（割賦返済分）	個人への住宅資金貸付、消費資金貸付のうち割賦返済方式 ^(注) のもの (注) 「割賦返済方式」の定義については、Ⅲ－３－１５～１６頁の㉑個人の項参照
7 2	カードローン等	カードローン、応急ローン、バンクカードによるキャッシング
6 3	海外円借款、国内店名義現地貸	海外円借款、国内店名義現地貸

—	中央政府	「一般会計」、「特別会計」の合計
—	一般会計	日本国政府の一般会計向け貸出
—	特別会計	日本国政府の特別会計（交付税特別会計等）向け貸出

＊ 詳細な分類規定・例示については「日本標準産業分類（総務省刊行、令和５年７月改定版）」をご参照下さい（総務省ホームページより入手可能です）。

<https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm>

別表（１）付表 独立行政法人の分類例

業 種 番 号	業 種 分 類	分 類 さ れ る 独 立 行 政 法 人
８１	印刷	国立印刷局
１３	金属製品	造幣局
８６	農業、林業	家畜改良センター
７４	情報通信業	統計センター
７５	運輸業、郵便業	国際観光振興機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本高速道路保有・債務返済機構
４０	卸売業	農畜産業振興機構
４９	金融業、保険業	農林漁業信用基金
４７	保険業	勤労者退職金共済機構
６６	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	中小企業基盤整備機構、福祉医療機構、住宅金融支援機構、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、奄美群島振興開発基金、エネルギー・金属鉱物資源機構
６７	不動産関連地方公社等	都市再生機構、空港周辺整備機構
９７	学術研究、専門・技術サービス業	医薬基盤・健康・栄養研究所、宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、海上・港湾・航空技術研究所、海洋研究開発機構、経済産業研究所、建築研究所、国際農林水産業研究センター、国立環境研究所、産業技術総合研究所、酒類総合研究所、情報通信研究機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、土木研究所、日本原子力研究開発機構、農業・食品産業技術総合研究機構、物質・材料研究機構、量子科学技術研究開発機構、防災科学技術研究所、理化学研究所、製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、労働政策研究・研修機構、国立特別支援教育総合研究所、自動車技術総合機構、日本医療研究開発機構
９８	生活関連サービス業、娯楽業	日本芸術文化振興会
７８	教育、学習支援業	国立高等専門学校機構、大学入試センター、大学改革支援・学位授与機構、日本学生支援機構、海技教育機構、教職員支援機構、航空大学校、国立科学博物館、国立公文書館、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構

業 種 番 号	業 種 分 類	分 類 さ れ る 独 立 行 政 法 人
7 7	医療・福祉	医薬品医療機器総合機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人、農業者年金基金、環境再生保全機構
5 5	医療・保健衛生	労働者健康安全機構、国立病院機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、地域医療機能推進機構
7 9	その他のサービス	工業所有権情報・研修館、国際協力機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、駐留軍等労働者労務管理機構、日本貿易振興機構、水資源機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、情報処理推進機構
8 0	各種団体	国際交流基金、国民生活センター、日本学術振興会、北方領土問題対策協会、日本スポーツ振興センター、自動車事故対策機構

別表（２） 「業種別貸出金調査表の業種分類」と「日本標準産業分類*」との対照表

*令和５年７月改定版

業種別貸出金調査表の業種分類			日本標準産業分類	
業種番号			分類番号	
21	大分類	製造業	大分類 E	製造業
01	中分類	食料	中分類 09	食料品製造業
			〃 10	飲料・たばこ・飼料製造業
02	〃	繊維	〃 11	繊維工業
03	〃	木材・木製品	〃 12	木材・木製品製造業
			〃 13	家具・装備品製造業
04	〃	パルプ・紙	〃 14	パルプ・紙・紙加工品製造業
81	〃	印刷	〃 15	印刷・同関連業
08	〃	化学	〃 16	化学工業
09	〃	石油・石炭	〃 17	石油製品・石炭製品製造業
10	〃	窯業・土石	〃 21	窯業・土石製品製造業
11	〃	鉄鋼	〃 22	鉄鋼業
12	〃	非鉄金属	〃 23	非鉄金属製造業
13	〃	金属製品	〃 24	金属製品製造業
64	〃	はん用・生産用・業務用機械	〃 25	はん用機械器具製造業
			〃 26	生産用機械器具製造業
			〃 27	業務用機械器具製造業
15	〃	電気機械	〃 28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
			〃 29	電気機械器具製造業
			〃 30	情報通信機械器具製造業
18	〃	輸送用機械	〃 31	輸送用機械器具製造業
20	〃	その他の製造業	〃 18	プラスチック製品製造業
			〃 19	ゴム製品製造業
			〃 20	なめし革・同製品・毛皮製造業
			〃 32	その他の製造業
86	大分類	農業、林業	大分類 A	農業、林業
24	〃	漁業	〃 B	漁業
25	〃	鉱業、採石業、砂利採取業	〃 C	鉱業、採石業、砂利採取業
26	〃	建設業	〃 D	建設業
29	〃	電気・ガス・熱供給・水道業	〃 F	電気・ガス・熱供給・水道業
74	〃	情報通信業	〃 G	情報通信業
68	中分類	通信業	中分類 37	通信業
75	大分類	運輸業、郵便業	大分類 H	運輸業、郵便業
40	〃	卸売業	中分類 50	各種商品卸売業
			〃 51	繊維・衣服等卸売業
			〃 52	飲食料品卸売業
			〃 53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
			〃 54	機械器具卸売業
			〃 55	その他の卸売業

業種別貸出金調査表の業種分類			日本標準産業分類		
業種番号			分類番号		
43	大分類	小売業	中分類 56		各種商品小売業
			〃 57		織物・衣服・身の回り品小売業
			〃 58		飲食料品小売業
			〃 59		機械器具小売業
			〃 60		その他の小売業
			〃 61		無店舗小売業
49	〃	金融業、保険業	大分類 J		金融業、保険業
87	中分類	銀行業、協同組織金融業	中分類 62		銀行業
			63		協同組織金融業
46	〃	金融商品取引業、商品先物取引業	〃 65		金融商品取引業、商品先物取引業
47	〃	保険業	〃 67		保険業
66	〃	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	〃 64		貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
50	大分類	不動産業	〃 68		不動産取引業
			〃 69		不動産賃貸業・管理業
89	中分類	不動産流動化等を目的とするSPC	—— —		——
96	〃	個人による貸家業	—— —		——
67	〃	不動産関連地方公社等	—— —		——
51	大分類	物品賃貸業	中分類 70		物品賃貸業
97	〃	学術研究、専門・技術サービス業	大分類 L		学術研究、専門・技術サービス業
52	〃	宿泊業	中分類 75		宿泊業
44	〃	飲食業	〃 76		飲食店
			〃 77		持ち帰り・配達飲食サービス業
98	〃	生活関連サービス業、娯楽業	大分類 N		生活関連サービス業、娯楽業
78	〃	教育、学習支援業	〃 O		教育、学習支援業
77	〃	医療・福祉	〃 P		医療、福祉
55	中分類	医療・保健衛生	中分類 83		医療業
			〃 84		保健衛生
79	大分類	その他のサービス	大分類 Q		複合サービス事業
			〃 R		サービス業
80	中分類	各種団体	中分類 93		政治・経済・文化団体
			〃 94		宗教
61	大分類	地方公共団体	—— —		——
70	中分類	都道府県・市町村	中分類 98		地方公務
62	大分類	個人（住宅・消費・納税資金等）	—— —		——
71	中分類	住宅・消費（割賦返済分）	—— —		——
72	〃	カードローン等	—— —		——
63	大分類	海外円借款、国内店名義現地貸	—— —		——

別表（３）

「都道府県別預金、現金、貸出金調査表」（共調２）における都道府県コード番号一覧表

地 域	都道府県		
北海道	北海道	釧 路	51
		札 幌	52
		小 樽	53
		函 館	54
東 北	青 森		02
	岩 手		03
	宮 城		04
	秋 田		05
	山 形		06
	福 島		07
関 東	茨 城		08
	栃 木		09
	群 馬		10
	埼 玉		11
	千 葉		12
	東 京		13
	神奈川		14
北 陸	新 潟		15
	富 山		16
	石 川		17
	福 井		18
中 部	山 梨		19
	長 野		20
	岐 阜		21
	静 岡		22
	愛 知		23
	三 重		24

地 域	都道府県		
近 畿	滋 賀		25
	京 都		26
	大 阪		27
	兵 庫		28
	奈 良		29
	和歌山		30
中 国	鳥 取		31
	島 根		32
	岡 山		33
	広 島		34
	山 口		35
四 国	徳 島		36
	香 川		37
	愛 媛		38
	高 知		39
九 州	福岡	北九州	55
		福 岡	56
	佐 賀		41
	長 崎		42
	熊 本		43
	大 分		44
	宮 崎		45
	鹿児島		46
	沖 縄		47